

第3章 計画・条例改正・調査研究事業

1. 一般廃棄物処理基本計画等策定及び調査等実施状況	3-3
2. 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画	
(1) 計画の趣旨	3-4
(2) 計画改定版の構成と期間	3-4
(3) ごみ処理基本計画	3-4
(4) 食品ロス削減推進計画	3-5
(5) 生活排水処理基本計画	3-6
3. 第4次豊中市ごみ減量計画	
(1) 計画の趣旨	3-7
(2) 計画の概要	3-7
(3) 計画期間	3-7
(4) 具体的な取組み内容	3-7
(5) 計画の進行管理	3-8
4. 豊中市災害廃棄物処理計画	
(1) 計画の目的	3-10
(2) 計画の位置付け	3-10
(3) 計画の対象とする廃棄物及び業務	3-10
(4) 処理に関する基本方針	3-11
(5) 処理体制など	3-11
5. 令和5年度(2023年度)一般廃棄物処理実施計画	
(1) 一般廃棄物処理実施計画(ごみ)	3-12
(2) 一般廃棄物処理実施計画(食品ロス)	3-20
(3) 一般廃棄物処理実施計画(し尿)	3-21
6. 「容器包装リサイクル法」に基づく第10期豊中市分別収集計画	
(1) 基本的な考え方	3-27
(2) 計画期間	3-27
(3) 計画対象品目と取組み概要	3-28
(4) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3-28
(5) 各年度における容器包装廃棄物の再商品化量の見込み(資源化量)	3-29
7. 廃棄物条例の改正	
(1) 条例の3つの柱	3-30
(2) 条例の基本的な考え方	3-30
(3) 条例の主な規定	3-30
8. 家庭系ごみ排出実態調査結果	
(1) 調査方法等	3-31
(2) 集計方法	3-31
(3) ごみ排出調査結果	3-33
9. 事業系ごみ排出実態調査結果	
(1) 調査概要	3-47
(2) 調査結果	3-49

1. 一般廃棄物処理基本計画等策定及び調査等実施状況

年度	内 容	検討会議等	事業内容等
令和 元 年度	第4次豊中市ごみ減量計画事業等報告書	廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 事業等報告書の意見聴取 事業等報告書の公表
	家庭系ごみ排出実態調査		<ul style="list-style-type: none"> ごみ組成分析
	第9期豊中市分別収集計画策定		<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定
令和 2 年度	第4次豊中市ごみ減量計画事業等報告書	廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 事業等報告書の意見聴取 事業等報告書の公表
	事業系ごみ排出実態調査		<ul style="list-style-type: none"> ごみ組成分析
令和 3 年度	第4次豊中市ごみ減量計画事業等報告書	廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 事業等報告書の意見聴取 事業等報告書の公表
	食品ロス削減推進計画策定		<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定 庁内関係部署への意見聴取 パブリックコメントの実施
令和 4 年度	第4次豊中市ごみ減量計画事業等報告書	廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 事業等報告書の意見聴取 事業等報告書の公表
	第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画改定		<ul style="list-style-type: none"> 計画の改定 庁内関係部署への意見聴取 パブリックコメントの実施
	第4次豊中市ごみ減量計画改定		<ul style="list-style-type: none"> 計画の改定
	第10期豊中市分別収集計画策定		<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定
令和 5 年度	第4次豊中市ごみ減量計画事業等報告書	廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 事業等報告書の意見聴取 事業等報告書の公表

2. 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画

(平成30年(2018年)3月策定)

(令和5年(2023年)3月改定)

(1) 計画の趣旨

第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の構築に向けて様々な取組みを進めてきた中で、社会経済状況の影響はあるものの、計画通り進捗していた。一方で、本市における現在のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場は逼迫している状況にあり、今後さらにごみ減量の取組みを進めていく必要がある。とりわけ発生抑制・再使用の考え方は、環境負荷の低減という観点からも重要なものである。そのことから、第3次計画の理念を継承しつつ、本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくため、第3次計画の目標年度を前倒しして、平成30年(2018年)3月に第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画を策定した。

そのような中、国内では、食料自給率が低く、海外からの輸入に大きく依存するも、大量の食品が廃棄されていることが大きな社会問題となっている。国は、それらの課題解決に向け「食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元年に策定し、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとした。それらを受け、本市もこれまでの食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「食品ロス削減推進計画」を策定し、令和4年度(2022年度)より運用を開始した。

さらに、新型コロナウイルスによる廃棄物排出状況の変化をはじめ、令和4年(2022年)4月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行され、廃棄物を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、令和5年(2023年)3月、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画を改定。食品ロス削減推進計画を第2部に位置づけるとともに、「協働で取り組む循環型社会の構築」の基本理念を引き継ぎ、新たなごみ減量施策にも取り組むこととした。

(2) 計画改定版の構成と期間

計画の構成としては、第1部ごみ処理基本計画、第2部食品ロス削減推進計画、第3部生活排水処理基本計画、資料編となっている。

計画期間については、第1部及び第3部は、平成30年度(2018年度)を、第2部は令和4年度(2022年度)をそれぞれの初年度とし、第4次豊中市総合計画と同じ令和9年度(2027年度)を最終目標年度としている。

(3) ごみ処理基本計画

① 基本理念 『協働で取り組む循環型社会の構築』

第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画では、「市民の3R行動」を推進し取り組んできた。こうした中、社会の廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、大量生産・大量消費・大量リサイクルによる最終処分量の削減といった廃棄物の「量」に着目した施策から、市民や事業者による自発的なライフスタイルやビジネススタイルの再考、廃棄物から有用資源を回収して高度な物質循環を確保することによる天然資源の消費の抑制といった、「質」に着目した循環型社会への転換が求められている。

とりわけ発生抑制・再使用の取組みについては、市民・事業者・行政が廃棄物の減量に対し相互理解を深め、これまで培ってきた協働とパートナーシップの枠組みをより一層推進し、参加・参画する取組みを展開する必要がある。

そこで、本計画の基本理念を、第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「協働とパートナーシップに基づき『もったいない』のこころでつくる循環型社会」を発展させ、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組むべく、「協働で取り組む循環型社会の構築」とした。

② 基本方針 『循環型社会の構築に向けた取組みを進めます』

廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルをより一層推進していくため、市民・

事業者・行政による協働の取組みを積極的に進める。

特にリサイクルより優先順位の高い発生抑制・再使用の推進としては、手つかずのまま廃棄される食品の削減や子ども服等のリユースを推進する。

質の高いリサイクルと適正処理の推進として、国・府の動向に注視するとともに、使用済小型家電や水銀使用廃製品等の回収等、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進する。また、新たに、使用済みペットボトルを同様の品質のペットボトルに戻す水平リサイクルの取組みを検討する。

不法投棄の防止と美しいまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民・事業者と協働で推進する。

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等により発生する廃棄物を周辺の地方公共団体や民間事業者等と連携の強化を図るとともに、適切に処理ができる体制づくりを進める。

③ 基本施策

- ア 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進
- イ 廃棄物の適正処理の推進
- ウ 美しいまちづくりの推進
- エ 災害廃棄物の適正処理

④ 減量目標

市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、事業者とも協働して環境に配慮したまちづくりに積極的に取り組み、循環型社会の構築をめざすことにより、最終目標年度（令和9年度(2027年度)）において、ごみの焼却処理量を平成28年度(2016年度)実績より8%の削減をめざす。

数値目標	平成28年度（2016年度）実績	令和9年度（2027年度）目標
ごみの焼却処理量	1 0 3, 5 8 4 t	9 5, 3 6 8 t
家庭系ごみ1人1日当たり量※	4 1 4 g	3 9 4 g
事業系ごみ量※	4 3, 0 9 9 t	3 6, 6 0 1 t
食品ロス1人1日当たり量	(平成12年度(2000年度)推計値) 1 6 6 g	(必達目標) 1 0 8. 8 g (高位目標) 9 4. 7 g

※再生資源除く

⑤ 計画の進行管理

本計画に基づき、ごみ減量計画も新たに改定し、進行管理を行う。広域的連携の強化にむけて周辺自治体・関係機関との連携強化に努めるとともに、新たな社会経済システムの形成をめざし、国・府に拡大生産者責任制度の確立等を要請する。

(4) 食品ロス削減推進計画

① 基本理念 『食べ物を大切にして、つなごう「とよなか未来バトン」』

基本計画では、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組むべく、「協働で取り組む循環型社会の構築としており、本計画においても、市民・事業者・行政の三者が協働し、食品ロス削減の取組みを充実させ、食品ロスを取り巻く様々な課題解決につなげ、次世代に明るい未来を引き渡すべく、「食べ物を大切にして、つなごう「とよなか未来バトン」」とした。

② 基本方針と施策

1. 「食品ロス削減に向けた普及啓発」

食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性を認識することにより、自発的に食品ロス削減行動を起こすことができるよう、普及啓発を実施する。

- 環境学習・教育の充実
- 食品ロス削減方法の発信

2. 「市民・事業者等と連携した取組みの推進」

個々での取組みでは解決することが難しい食品ロスを、生産から消費までを全体で捉え、市民、事業者、関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを推進する。

- 食品関連事業者における食品ロス削減の取組みの推進
- フードドライブ活動の促進
- 各主体との連携強化

3. 「循環利用の推進」

食品ロス削減に十分に取り組んだうえでも生じる食品廃棄物については、有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用を推進する。

- 食品廃棄物の堆肥化
- 食品リサイクルの促進

③ 基本目標

国の削減目標である平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに食品ロスを半減させるという方針を踏まえ、大阪府目標の同水準である平成12年度（2000年度）から約8千t削減を必達目標とし、さらなる高みをめざすために高位目標として約10千t削減をめざす。

④ 計画の進行管理

ごみ処理基本計画と同様、「ごみ減量計画」において、モニター指標を設定し、点検・評価を行う。

(5) 生活排水処理基本計画

公共下水道普及率はすでに100%に近く、汲み取り家庭や浄化槽処理家庭はごく僅かな割合となっている。し尿及び浄化槽汚泥の処理については、伊丹市（伊丹市し尿公共下水放流施設）への処理委託を継続するとともに、浄化槽の適正な維持管理の徹底や公共下水道への切替え促進に努める。

3. 第4次豊中市ごみ減量計画

(平成30年(2018年)3月策定)

(令和5年(2023年)3月改定)

(1) 計画の趣旨

本計画は、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の減量目標や個別数値目標を達成するための具体的な取組み内容、市民・事業者・行政の実践行動（アクションプログラム）とともにその進行管理のためのモニター指標を定めて平成30年(2018年)3月に策定した。令和5年(2023年)3月には、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の改定に合わせて第4次豊中市ごみ減量計画についても改定した。

(2) 計画の概要

行政の取組みだけでなく、市民や事業者に求められる役割と行動を示すほか、市民・事業者・行政の三者が連携して行う取組みを含めた内容としている。

とりわけ優先的に実施すべき取組みを定め、実効性を高めるとともに、成果を測定するモニター指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行う。

(解説)

P・・・Plan（計画）

D・・・Do（実施状況）

C・・・Check（点検、評価）

A・・・Act（是正や対応策の検討）

(3) 計画期間

平成30年度(2018年度)を初年度とし、基本計画の最終目標年度である令和9年度(2027年度)までの10年間を計画期間としている。

(4) 具体的な取組み内容

市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

- ①環境学習・教育の促進
- ②プラスチックごみの削減に向けた取組み
- ③周辺自治体や事業者との連携
- ④3Rに取り組む市民団体やグループ活動等との連携

家庭系ごみ減量等に関する取組み

- ①地域での3R活動の活性化
- ②2R（発生抑制・再使用）の促進
- ③再生資源集団回収の推進
- ④多様な再生資源回収方法の構築
- ⑤適切な分別排出の浸透
- ⑥家庭系ごみの有料化の検討及びごみ処理手数料の適正化

事業系ごみ減量等に関する取組み

- ①ごみ減量に向けた支援
- ②多量排出事業所におけるごみ減量の促進
- ③搬入物調査の活用
- ④中小規模事業者における分別排出の促進
- ⑤食品廃棄物リサイクル等の推進
- ⑥イベントにおける3Rの促進

廃棄物の適正処理の推進

- ①時代の要請に応じた分別収集体制の推進
- ②モバイルバッテリーなどの危険物に関する市民啓発の強化
- ③安定した中間処理施設等の運用

(5) 計画の進行管理

PDCA サイクルに基づき、3R 行動に関連した定量的指標を毎年継続的に把握することにより、計画の進行管理を行う。

ごみ減量計画については実践行動がどの程度取り組まれているかを数値で示した「モニター指標」を活用し、年度ごとに取組みの点検、評価を行う。基本計画については、実践行動の成果であるごみの発生量、処理量の削減を数値で示した「成果指標」を用い、中長期的な減量目標の達成状況を検証する。

取組みの点検、評価にあたっては、市民や事業者の参加を得るとともに、結果を公表する。

第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画での中間目標年度と最終目標年度の減量目標について

指 標		平成28年度 (2016年度) 基準年度	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 初年度	令和9年度 (2027年度) 目標年度	備 考	
人口		396,014 人	401,062 人	399,790 人	402,190 人	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づき、直線的に推計	
発生量 ①	家庭系（集団回収含む）	79,457 t	81,922 t	81,302 t	81,635 t		
	事業系	43,699 t	37,915 t	40,253 t	40,379 t		
	その他（臨時・公共）	1,432 t	1,479 t	1,474 t	1,486 t		
	合計	124,587 t	121,316 t	123,029 t	123,501 t		
発生抑制量 ②	家庭系	0 t	0 t	0 t	595 t		
	事業系	0 t	0 t	0 t	294 t		
	合計	0 t	0 t	0 t	1,640 t		
発生抑制後の 排出量 ③ = ① - ②	家庭系	79,457 t	81,922 t	81,302 t	81,040 t	発生量 - 発生抑制量	
	事業系	43,699 t	37,915 t	40,253 t	40,085 t		
	その他（臨時・公共）	1,432 t	1,479 t	1,474 t	735 t		
	合計	124,587 t	121,316 t	123,029 t	121,861 t		
削減率		0.0%	▲ 2.6%	▲ 1.3%	▲ 2.2%	平成28年度比	
資源化量 ⑥	家庭系 a	18,368 t	18,517 t	18,453 t	21,069 t	品目別に分別協力率の目標を設定して資源化量の目標を設定 既存資源化量 + 新規資源化量	
	市収集	12,283 t	13,740 t	13,696 t	14,605 t		
	市間と民間回収	6,077 t	4,761 t	4,741 t	6,448 t	集団回収量 + 再生資源買取市量 + 臨時ごみコース	
	家電4品目	8 t	16 t	16 t	16 t		
	事業系（民間自主的取組含む）	14,870 t	14,700 t	14,856 t	17,488 t	分別協力率の目標を古紙、食品廃棄物等に設定して資源化量の目標を設定。た だし、民間自主的取組は参考値で、リサイクル率には含まず	
	庁内取組、市間と b	592 t	664 t	778 t	1,859 t	既存資源化量 + 新規資源化量	
	許可業者分別収集 c	8 t	7 t	7 t	7 t	同上	
	カーペット* 古紙* ヲカ回収、剪定枝 d	118 t	26 t	25 t	25 t	同上	
	（参考）民間自主的取組 民間自主的取組の内、 新規資源化量（=市受入量削減量）	14,152 t	14,003 t	14,045 t	15,596 t	同上	
	リサイクルプラザでの破砕後の鉄等回収 e	524 t	548 t	563 t	613 t	小型家電ピックアップ回収含む	
	市間と分合計 ⑥ = a + b + c + d + e	19,610 t	19,762 t	19,826 t	23,573 t	民間自主的取組は含まない	
	リサイクル率 ⑥ ÷ ③ （対発生抑制後排出量）	15.7%	16.3%	16.1%	19.3%	民間事業所の自主的資源化量は含まない 令和7年度の目標：国28.0%、府17.7%、豊中市19.3%	
	市施設 （※） 受入量 ⑦	家庭系	73,380 t	77,142 t	76,541 t	74,576 t	使用済み小型家電ボックス等回収を含む
事業系		43,107 t	37,251 t	39,433 t	36,633 t	豊中市伊丹市クリーンランドで受け入れている剪定枝、リサイクルBOX、許可業者 による教育施設からの資源回収量を含む	
その他（臨時・公共）		1,432 t	1,479 t	1,474 t	735 t	家電4品目を含む	
合計		117,919 t	115,885 t	117,462 t	111,957 t		
※豊中市伊丹市 クリーンランド							
集団回収、 再生資源を 除く排出量 ⑧	家庭系ごみ量	59,838 t	61,365 t	60,885 t	58,056 t	集団回収、資源ごみを除く排出量	
	家庭系ごみの1人1日 当たりの排出量（資源除く）	414.0 g/人・日	419.2 g/人・日	417.5 g/人・日	394.4 g/人・日	令和9年度に大阪府の令和7年度目標達成をめざす 令和7年度の目標：国440、府400、豊中市394.4g/人・日	
	事業系ごみ量（資源除く）	43,099 t	37,244 t	39,401 t	36,601 t		
最終処分量 ⑨	焼却灰	13,336 t	11,665 t	11,849 t	11,099 t		
	破砕後の不燃物	954 t	1,115 t	1,137 t	1,163 t		
	合計	14,290 t	12,780 t	12,986 t	12,262 t		
	削減率	0.0%	▲ 10.6%	▲ 9.1%	▲ 14.2%	平成28年度比	
焼却処理量 ⑩	焼却処理量	103,584 t	100,137 t	101,715 t	95,281 t		
	削減率	0.0%	▲ 3.3%	▲ 1.8%	▲ 8.0%	平成28年度比	
その他⑪（処理困難物・外部処理 残渣処分）		440 t	303 t	304 t	255 t		
指 標		平成12年度 (2000年度) 基準年度	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 初年度	令和9年度 (2027年度) 目標年度	備 考	
食品ロス量⑫	必達 目標	食品ロス量	23,736 t	16,313 t	16,197 t	16,016 t	
		食品ロス1人1日当たり量	166.0 g/人・日	111.5 g/人・日	111.0 g/人・日	108.8 g/人・日	
	高位 目標	食品ロス量	-	-	15,862 t	13,940 t	
		食品ロス1人1日当たり量	-	-	108.7 g/人・日	94.7 g/人・日	

注1) 国の目標は「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年（2018年）6月）、大阪府の目標は「大阪府循環型社会推進計画」（令和3年（2021年）3月）

注2) 四捨五入の関係で個々項目の計と合計の値が一致しない場合がある。

注3) 平成28年度（2016年度）の人口は、令和2年（2020年）国勢調査補正後の推計人口

4. 豊中市災害廃棄物処理計画

(1) 計画の目的

大規模災害時には、がれきや避難所からのごみ・し尿などの災害廃棄物が大量に発生し、また、道路網の途絶等に伴い通常に排出される廃棄物についても平常の収集・処理が困難になることを踏まえ、事前に十分な準備と対策を検討しておく必要がある。

本計画は、豊中市地域防災計画を補完し、想定される地震に対する事前準備や発災後の処理体制の整備など、災害廃棄物の円滑な処理を推進するために平成30年(2018年)3月に策定した。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国の災害廃棄物対策指針や豊中市地域防災計画に基づき作成したもので、国の指針や地域防災計画の改定に併せて見直しを行う。

(3) 計画の対象とする廃棄物及び業務

①対象廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）	
木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
腐敗性廃棄物	量や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場などから発生する原料及び製品など
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理を行う
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理を行う
廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレンなどの有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物など
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、魚網、石膏ボードなど
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（災害ごみ及びし尿）	
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界などから提供された汲み取り式トイレの総称)等からの汲取りし尿

②対象業務

本計画で対象とする業務は、災害廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務とする。なお、倒壊建物等の廃棄物の処理は、その所有者が自己処理責任に基づき自己負担において行うことが原則であるが、被害が甚大である場合、個人住宅や中小企業の建物の解体・撤去について、「廃棄物処理法」に基づく災害等廃棄物処理事業として国庫補助を受けて市町村自治体を実施する場合がある。

(4) 処理に関する基本方針

①衛生的な処理

生活衛生の確保を最優先に、廃棄物を迅速に処理する。

②計画的な対応・処理

道路の寸断や一時的に多量に発生する災害廃棄物に対し、仮置場の適正配置などにより災害廃棄物を効率的に処理する。

③リサイクルの推進

膨大に発生する災害廃棄物の資源化を極力行い、処分量の軽減を図るとともに、アスベスト飛散防止対策や周辺環境等に配慮した処理を行う。

(5) 処理体制など

①処理主体と処理目標期間

災害廃棄物の処理は原則として本市で行うが、河川や道路・鉄道などの公共施設や事業所等からの廃棄物の処理は、事業者が行うことが基本である。最長で概ね3年以内に処理を完了させることを目標とする。

②実行計画の策定

災害発生時には速やかに被災状況を把握し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

③情報収集・連絡体制及び支援要請

発災時は、災害対策本部や関係部局・関係団体と情報共有を密に行い、必要に応じて災害協定を締結している周辺自治体、大阪府、近畿ブロック及び応援協定締結団体等への支援要請を行う。

5. 令和6年度(2024年度)一般廃棄物処理実施計画

(令和6年(2024年)4月1日告示)

(1) 一般廃棄物処理実施計画(ごみ)

1. 一般廃棄物の収集・運搬及び処理等の主体

種 類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
収集・運搬	豊中市 (委託⑦)	豊中市 (委託⑦)	豊中市 (委託①)	豊中市 (直営)	豊中市 (直営)
中間処理	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド	民間事業者	豊中市伊丹市 クリーンランド
最終処分	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	資源化	資源化
種 類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵 の小型家電・ 電池類	水銀使用廃製品
収集・運搬	豊中市 (委託①)	豊中市 (直営・委託②)	豊中市 (直営)	豊中市 (直営)	豊中市 (直営)
中間処理	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド 民間事業者	豊中市伊丹市 クリーンランド	民間事業者	民間事業者
最終処分	資源化	資源化	資源化	資源化	民間事業者
種 類	特定家庭用機器 一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
収集・運搬	豊中市(直営) 許可⑩	豊中市(直営) 許可⑩	許可⑩	許可①	許可③
中間処理	民間事業者	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド	民間事業者	民間事業者
最終処分	資源化	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	飼料化

注1) 表中の委託及び許可業者は別表1に掲げる者をいう。

注2) 表中丸数值は、委託及び許可の業者数を表す。

注3) ペットボトルは、豊中市伊丹市クリーンランドと民間事業者へ振分搬入し、それぞれで中間処理を行う。

注4) 実験動物の中間処理は、兵庫県川辺郡猪名川町の一般廃棄物処分業許可業者が行う。

注5) 魚腸骨の中間処理は、大阪府岸和田市の再生利用指定業者が行う。

注6) 収集運搬は公民役割分担の観点から、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ビン、及びペットボトルの拠点回収は委託し、それ以外のごみ種を豊中市(直営)で収集する。

注7) 水銀使用廃製品の中間処理は、大阪府大阪市西淀川区及び北海道北見市留辺蘂町に中間処理拠点を有する民間事業者が行う。

2. 一般廃棄物処理計画

1) ごみ減量及びリサイクル推進計画

①発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの方法

ア 周辺自治体や事業者との連携

○マイボトルの普及に合わせた市内各地への給水機の設置など、プラスチックのごみの削減を図る。また、豊中エコショップ制度の拡充に取り組むなど、事業者と市民の環境問題への意識向上を図る。

イ プラスチックごみの削減に向けた取組み

○使用済みペットボトルを再び新たなペットボトルとして水平循環させる「水平リサイクル」の取組みをさらに進める。

ウ 再使用（リユース）の推進

○臨時ごみで排出された家具類を中心としたリユース事業を推進する。

○イベントでのリユース食器の普及を促進する。

○こども園等の協力を得て集めた子ども服をイベント時に提供し、子ども服リユース事業を推進するとともに、取組み内容の拡充を図る。

○リユースサイト等運営会社と連携し、取組み内容について市民に周知を行う。

エ 再生資源集団回収等による再生資源物（新聞・雑誌・雑がみ、段ボール、布類、アルミ缶、スチール缶、紙パックをいう。以下同じ。）の回収の推進

○再生資源集団回収未実施団体に対して、制度への参加を積極的に働きかけるとともに、既存の再生資源集団回収登録団体に対して、市ホームページや定期的に発行している「集団回収ニュース」等を活用し、回収意欲の促進を図る。

○再生資源回収行商者が実施する再生資源買取市について、開催日時の告知などの支援を行う。

オ 環境学習・教育、周知活動の充実

○小学校4年生等の環境学習をさらに拡充し、幼少期からのごみ減量に係わる意識高揚を図る。

○全市域をごみ種別に公・民が分担して収集運搬を行う方式により、ごみ分別・排出ルールに関する周知広報活動の充実を図る。

○地域における3Rの取組みによるごみの減量・リサイクルを推進するため、地域コミュニティと行政が協働して3R行動の浸透を図るとともに廃棄物減量等推進員との連携強化や高齢者、成人、子ども、学生等の世代間の交流によるごみ減量活動の活性化に努める。

② 再生資源回収（資源化）の種類及び量

ア 再生資源の分別回収（ステーション回収等：括弧内は回収量）

・紙・布（新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、その他紙製容器包装[箱・袋・包装紙]・古布）の回収（6, 606 t）

・空き缶の回収（539 t）

・ビンの回収（2, 039 t）

・プラスチック製容器包装の回収（3, 523 t）

イ 再生資源の分別回収（ステーション回収等）及び拠点回収（括弧内は回収量）

・ペットボトルの回収及び店頭、公共施設、大規模集合住宅及び自治会等の拠点での回収（1, 029 t）

・充電式電池内蔵の小型家電・電池類の回収及び公共施設等での回収（61 t）

ウ リサイクルプラザでの資源化（不燃物処理施設分を含む）（6, 521 t）

エ 再生資源集団回収及び買取市による紙類・布類及び空き缶類の回収（5, 423 t）

オ 公共施設等での使用済みインクカートリッジの回収（1 t）

2) 収集・運搬計画

①収集・運搬する一般廃棄物の量

(単位：t/年)

種 類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
排出量	55,296	1,995	1,309	6,606	539
種 類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵 の小型家電・ 電池類	特定家庭用機器 一般廃棄物
排出量	2,039	1,029	3,523	61	39(13)
種 類	臨時ごみ (家庭系直接搬 入ごみ を含む)	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨	水銀使用廃製品
排出量	1,904	39,729	9	139	14
種 類					合計
排出量					114,231 (13)

注1) ペットボトル(PETボトル)とは、清涼飲料水などに使用されているプラスチック製の容器で、ポリエチレンテレフタレート樹脂製容器の略。以下同じ。

注2) プラスチック製容器包装とは、ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装をいう。以下同じ。

注3) 充電式電池内蔵の小型家電・電池類とは、電子タバコや携帯型扇風機、スマートフォン、携帯電話、ノートパソコン、電気シェーバー、電動歯ブラシ、モバイルバッテリー、ボタン電池、乾電池等の電池類などをいう。

注4) 特定家庭用機器一般廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年(1998年)法律第97号)第2条第4項の規定に基づき政令で定める家庭から排出されるエアコンやテレビなどをいう。以下同じ。

注5) 表中括弧内の数値については、他市(池田市、吹田市、箕面市)からの搬入量を表す。以下同じ。

注6) 実験動物とは、研究機関等での臨床実験等により死体となった動物をいう。以下同じ。

注7) 魚腸骨とは、スーパーマーケット等での魚を加工・調理した後に残った魚の骨等をいう。以下同じ。

注8) 水銀使用廃製品とは、蛍光管、電池類、水銀体温計・血圧計・温度計をいう。以下同じ。

注9) 事業系ごみには、教育施設から排出される「みなし一廃」(9ページ参照)を含む。

②収集回数

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
区分	2回/週	1回/4週	1回/月 戸別申込制	1回/2週	1回/2週
種類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵の 小型家電・電池類	水銀使用廃製品
区分	1回/2週	ステーション各戸回収1 回/4週 拠点回収1・2回 /月	1回/週	ステーション各戸回収1 回/2週 拠点回収1回/週	拠点回収1回/週
種類	特定家庭用機器 一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
区分	随時 戸別申込制	随時 戸別申込制	定期	随時	定期

注1) 粗大ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物及び臨時ごみの収集は、「豊中市粗大ごみ受付センター」に申込みを行う。

注2) 粗大ごみは1回の収集に一世帯につき5点までの申込みを行う。

注3) 危険ごみは、空き缶と同時に回収する。

③収集方法

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
方法	ステーション 各戸収集	ステーション 各戸収集	各戸収集(有料)	ステーション 各戸回収	ステーション 各戸回収
種類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵の 小型家電・ 電池類	水銀使用廃製品
方法	ステーション	ステーション 各戸回収 拠点回収	ステーション 各戸回収	ステーション 各戸回収 拠点回収	拠点回収
種類	特定家庭用機器 一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
方法	戸別申込制に よる随時回収 (有料)	戸別申込制に よる随時回収 (有料)	許可業者による 収集 自己搬入 (有料)	許可業者による 収集 自己搬入 (有料)	許可業者による 収集 自己搬入 (有料)

注) 充電式電池内蔵の小型家電・電池類の拠点回収は、公共施設設置のボックス回収の他、環境関連イベントでの回収も行う。

④収集区域の範囲

豊中市全域

3) 家庭系一般廃棄物の排出場所

ア 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、紙・布、空き缶、ビン、プラスチック製容器包装、充電式電池内蔵の小型家電・電池類、臨時ごみは、所定の場所（ごみステーション及び戸別のごみ排出場所）に、それぞれの収集日の当日午前8時30分までに排出する。

イ アの所定の場所は、現地において看板の設置その他の方法により、その場所がアの所定の場所であることを表示するものとする。ただし、表示が困難である場合、表示の必要がない場合、

その他相当の理由がある場合などは、この限りではない。

ウ アの所定の場所の位置は、地図上に明示し、家庭ごみ事業課において、一般の閲覧に供するものとする。

4) 再生資源集団回収登録団体による再生資源物の排出場所

ア 再生資源集団回収登録団体による再生資源物を排出する所定の場所は、豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱（平成3年（1991年）6月1日制定）において、市長の登録を受けた団体が市へ提出した再生資源集団回収実施計画届出書に記載する回収場所とする。

イ アの所定の場所の位置は、地図上に明示し、家庭ごみ事業課において、一般の閲覧に供するものとする。

5) 中間処理計画

①処理施設の概要及び処理量

- 施設名 豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設
- 所在地 豊中市原田西町2番1号
- 供用開始 平成28年（2016年）4月1日
- 形式 連続運転式ストーカ焼却炉
- 処理能力 525 t/日（175 t/日×3基）
- 処理量 99,076 t/年
- 対象品目 可燃物
- 施設名 豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ
- 所在地 豊中市原田西町2番2号
- 供用開始 平成24年（2012年）4月1日
- 処理方式 （不燃物）低速・高速回転破砕機＋4種機械選別方式
（資源化物）機械選別・人力選別併用方式
- 処理能力 134 t/日（5h）
- 処理量 10,575 t/年
- 対象品目 不燃物、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む。）、ペットボトル、缶類（危険ごみを含む。）、ビン、剪定枝、粗大ごみ

②処理施設の搬入量

豊中市伊丹市クリーンランドに搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量 （単位：t/年）

区分	直営	委託	許可	直接搬入	計
量	5,978	60,493	33,700	6,741	106,911

※四捨五入での計算のため、合計値と一致しません。

注1) 特定家庭用機器一般廃棄物39tは製造業者指定引取場所に、実験動物9t及び魚腸骨139tは民間事業者へ直接搬入する。

注2) 使用済み小型家電充電式電池内蔵の小型家電・電池類61t及び水銀使用廃製品14tは豊中市伊丹市クリーンランドに一時保管し、民間事業者へ引き渡す。

③最終処分量及び処分先

- | | | | |
|-------|--------|----------|-------------------|
| | Let +n | | |
| ○可燃ごみ | | 12,068 t | } 大阪湾広域臨海環境整備センター |
| ○不燃ごみ | } | | |
| ○粗大ごみ | | 1,073 t | |

6) 紙・布の引取場所への運搬計画

①引取場所の概要

- 施設名 都市クリエイト株式会社 古紙リサイクル豊中プラント
- 所在地 豊中市原田中1丁目1番1号
- 供用開始 平成29年(2017年)11月1日
- 搬入量 6,606t/年
- 対象品目 紙・布

7) ペットボトルの引取場所への運搬計画

①引取場所の概要

- 施設名 米田産業株式会社 原田営業所
- 所在地 豊中市原田中2丁目1番5号
- 搬入量 527t/年

8) 特定家庭用機器一般廃棄物の製造業者指定引取場所への運搬計画

①指定引取場所の概要

- 施設名 日本通運株式会社豊中指定取引所
- 所在地 豊中市服部西町5丁目18番1号

②運搬する特定家庭用機器一般廃棄物の指定引取場所別の内訳量 (単位: t/年)

引取場所	日本通運株式会社 豊中指定取引所
量	52

注) 小売業者等が引取る特定家庭用機器一般廃棄物の搬入量については不明。

③特定家庭用機器一般廃棄物の日本通運株式会社豊中指定取引所への区域別の運搬量 (単位: t/年)

区域	豊中市	池田市	吹田市	箕面市	計
量	39	6	0	7	52

注) 豊能町、能勢町及び各区域での小売業者等が引取る特定家庭用機器一般廃棄物の搬入量については未定。

④特定家庭用機器一般廃棄物の日本通運株式会社大阪北支店への区域別の運搬主体

区域	豊中市	池田市	吹田市	箕面市
区分	豊中市 許可 ^⑩	池田市 許可 ^⑨	吹田市 許可 ^⑩	箕面市 許可 ^③

注1) 池田市、吹田市、箕面市の許可については、運搬業の許可に限る。

注2) 表中丸数值については、許可業者数を表す。

注3) 表中の池田市、吹田市、箕面市の許可業者は別表2に掲げる者をいう。

⑤特定家庭用機器一般廃棄物の再商品化等の方法

特定家庭用機器再商品化法第22条及び、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年(1998年)政令第378号)第4条に基づく、製造業者等による処理

9) 実験動物の処理計画

中間処理に係わる民間事業者の名称及び所在地

- 施設名 株式会社猪名川動物霊園
- 所在地 兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番2号
- 搬入量 9 t/年

10) 魚腸骨の処理計画

中間処理に係わる民間事業者の名称及び所在地

- 施設名 小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社
- 所在地 大阪府岸和田市臨海町16番1号
- 搬入量 139 t/年

11) 最終処分計画

①最終処分場の概要

大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪沖埋立場)

②搬入される年間埋立量

13,141 t/年

12) 処理計画図

別表3のとおり

13) その他

①市民等に対する周知・広報活動等

- ア 3Rの推進に関するイベントの開催
- イ 「わが家のごみカレンダー」「ハッピー(8%)ごみ減量通信」の作成・配布
- ウ 広報誌、ごみ分別アプリ及びとよなか環境TVによる周知活動の充実
- エ 自治会等地域コミュニティでの出前講座の開催
- オ 環境交流センターでの3R関連事業の実施
 - ・3R実践市民講座や3Rに係わる関連講座等の開催
 - ・不用品交換コミュニティボードでの情報提供の実施など
- カ ごみ分別収集の定着に向けた周知等
 - ・雑がみのリサイクル促進及び食品ロスの削減等に向けた周知広報活動の推進など

②家庭系市指定ごみ袋制度の継続実施

- 対象とする一般廃棄物の種類
 - ・可燃ごみ
 - ・不燃ごみ
 - ・空き缶
 - ・危険ごみ
 - ・プラスチック製容器包装
 - ・ペットボトル
 - ・充電式電池内蔵の小型家電・電池類

③粗大ごみ有料収集の継続実施

- ・粗大ごみの処理手数料は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年（1972年）豊中市規則第35号）第13条の5に規定
- ・粗大ごみの処理手数料は、市、スーパーマーケット、生活協同組合、コンビニエンスストアで納付（手数料徴収事務の委託については別途告示）し、その際に粗大ごみ処理券を交付
- ・臨時に排出するごみの処理手数料は、収集時に納付
- ・申込みは、電話受付とインターネット申込の併用による利便性を確保

④再生資源等の持ち去り対策の実施

- ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年（1993年）豊中市条例第5号）第21条の2の規定に基づき、3.（3）ア及び（4）アの所定の場所からの特定再生資源等（同条第1項に規定する「特定再生資源等」をいう。）の収集又は運搬を禁止する。なお、違反者に対する周知・啓発を行い、継続して違反する者に対しては、指導、警告・禁止命令を行う

⑤高齢者・障害者へのごみ排出サポートの継続

- ・高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援するため、福祉部局と連携し、引き続きごみ排出サポート事業を実施する

⑥ごみステーション化の促進

- ・ごみステーション化の推進により、近隣コミュニティが協力し合える環境整備を促進するとともに、効率的なごみ収集運搬を図る

⑦廃棄物減量等推進員制度の拡充

- ・地域と行政をつなぐ廃棄物減量等推進員と連携し、協働によるごみの分別周知や環境教育等の活動、減量計画に関する様々な施策・事業の取組みなどを通して、地域に密着したごみ減量・リサイクル活動をさらに展開する

⑧事業系ごみ減量事業の実施

- ・多量排出事業所への減量計画書の提出要請及び立入調査の実施。
- ・「事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、市内事業者へ適正排出への誘導を必要に応じて実施
- ・ごみ処理施設における搬入物検査（展開・目視）の実施
- ・事業系再生資源の回収等（庁内古紙回収等）の実施や情報誌（リニュース）の発行
- ・事業系生ごみ処理機設置補助金制度の実施

⑨美しいまちづくりの推進

- ・美化推進重点地区での「まち美化名人」を中心とした地域との連携活動の推進
- ・まち美化活動協定の推進
- ・アダプトシステム事業及び違法簡易広告物追放推進団体制度「とよなか美はり番」の推進
- ・地域清掃活動への支援
- ・美化啓発事業（美化啓発行事、幼児・小学生・中学生を対象とした図画及び美化ポスターの募集など）の実施
- ・不法投棄防止対策・違法簡易広告物除却・空き地の適正管理等事業の推進

⑩事業者と連携した取組み

- ・リネットジャパンリサイクル株式会社と「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する協定」を締結し、パソコン等の宅配回収によるリサイクルを促進
- ・株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社ジモティーと、リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結し、廃棄物処理の削減を推進

⑪その他

- ・本市では収集しない品目、あるいは、中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドの処理困難物の処理方法に関する情報を提供する
- ・ごみ減量計画等に掲げる取組みの推進に向けて、モニター指標を活用し、ごみ減量施策の進行管理を行う
- ・拡大生産者責任制度の確立を国・大阪府に要望する
- ・教育施設から排出されるプラスチック製容器包装等（一般家庭から排出されるものと量質的にも同等のもの）については、「みなし一廃」とする

(2) 一般廃棄物処理実施計画（食品ロス）

1. 食品ロスの排出状況 (単位：t / 年)

種 類	家庭系	事業系	計
排 出 量	9,859	6,207	16,066

注1)令和4年度(2021年度)推計値

2. 食品ロス削減に向けた取組み

1) 食品ロス削減に向けた普及啓発

①環境学習・教育の充実

- ア 食品ロス削減について学習する講座やイベントの実施
- イ 園児や小学生を対象とした環境学習の実施
- ウ 食品ロス削減をテーマに作成した教材の活用

②食品ロス削減方法の発信

- ア 食品ロス削減ハンドブック等による周知啓発
- イ 3きり運動の推進
- ウ 食材を食べきるエコレシピの発信
- エ 食材の長持ちする保存方法等の発信
- オ 食品ロスダイアリー等による食品ロス削減に対する意識の醸成
- カ SNS等を利用した情報発信
- キ YouTube等による周知動画の配信
- ク 新しい生活様式に対応した普及啓発

2) 市民・事業者等と連携した取組みの推進

①食品関連事業者における食品ロス削減の取組みの推進

- ア エコショップ認定事業者等への働きかけ
- イ 市内食品小売店等と連携した手前どりキャンペーンの展開
- ウ 宴会シーズンに合わせた3010運動の展開
- エ 少量メニューや少量コースの導入促進

- オ 食べ残し料理の持ち帰り運動の展開
- カ 社員・学生食堂等での売れ残り削減の取組み促進
- キ フードシェアリングサービスの活用

②フードドライブ活動の促進

- ア 事業所や市民団体等による自主的なフードドライブ活動の促進
- イ 災害時用備蓄食料・規格外品の有効活用

③各主体との連携強化

- ア 市民・市民団体、事業者との情報共有・情報交換
- イ 食品ロス削減に関する関係部署との情報共有・情報交換
- ウ 近隣自治体（NATS 等）との連携強化
- エ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した食品ロス削減の取組みの推進
- オ フードロス削減通販サイトとの連携強化

3) 循環利用の推進

①食品廃棄物の堆肥化

- ア 給食調理残渣や食べ残しの堆肥化の継続
- イ 土壌改良材「とよっぴー」を活用した継続的な啓発
- ウ 環境活動団体と連携した家庭での堆肥化の促進

②食品リサイクルの促進

- ア 「食品リサイクル法」に基づく魚あら等の食品廃棄物のリサイクルの促進
- イ 多量排出事業所に対する食品リサイクルの協力要請

(3) 一般廃棄物処理実施計画（し尿）

1. 一般廃棄物の処理主体

種類	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬	豊中市 (委託①)	許可⑦
処 理	伊丹市に委託	伊丹市に委託

注1)表中の丸数値は、委託及び許可の業者数を表す。
注2)表中の委託及び許可業者は、別表4に掲げる者をいう。

2. 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）処理計画

(単位：人)

人口	処理方式		合計
	浄化槽処理	汲み取り	
401,491	494	45	539

(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。）の処理計画

①し尿の排出抑制及び資源化

- ア 排出抑制の方法
 - 下水道処理を促進するため、事業所等の収集の臨時申込み制の継続
- イ 資源化の方法及び量
 - 計画なし

②収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

(単位：kl/年)

種 類	し 尿	し尿浄化槽汚泥	計
排出量	3 2 4	1 6 7	4 9 1

イ 収集区域の範囲

市内に点在している対象箇所

ウ 収集回収

種 類	し 尿	し尿浄化槽汚泥
回 数	おおむね2回/月 臨時申込制	申込制

エ 収集方法

各戸収集

③中間処理計画

中間処理に係る伊丹市処理施設の名称及び所在地

施設名 伊丹市し尿公共下水道放流施設

所在地 伊丹市岩屋2丁目2番

3) その他

①市民等に対する周知・広報活動等

浄化槽定期点検及び公共下水道への切替え促進の呼びかけ

別表 1

収集・運搬する一般廃棄物の種類と業者名
(委託)

種 類	業 者 名	収集区域の範囲
可燃ごみ、不燃ごみ	①株式会社 石原産業	新千里北町、新千里西町、新千里東町、寺内、東寺内町、東泉丘、西泉丘、服部緑地、上新田、中桜塚、南桜塚、岡町、夕日丘
	②ミザック 株式会社	緑丘、西緑丘、北緑丘、少路、旭丘、広田町、長興寺北、長興寺南、曾根東町、曾根南町、利倉東、宮山町、永楽荘、桜の町、上野西、穂積、野田町、稲津町、豊南町東、豊南町西、豊南町南、三国、神州町、三和町
	③泉興業 株式会社	石橋麻田町、清風荘、待兼山町、柴原町、刀根山、刀根山元町、螢池北町、螢池中町、螢池東町、螢池西町、立花町、末広町、岡町北、岡町南、山ノ上町、宝山町、曾根西町、原田元町、箕輪、走井、勝部、原田西町、原田中、原田南、利倉、利倉西、南空港町、春日町、向丘、島江町、二葉町、大島町、庄本町
	④米田産業 株式会社	新千里南町、東豊中町、城山町、服部元町、服部本町、若竹町、北条町、浜、小曾根
	⑤株式会社 上原産業	上野坂、上野東、熊野町、栗ヶ丘町、赤阪1丁目、服部豊町、服部西町、服部南町、服部寿町、上津島、今在家町
	⑥エアポート企業 株式会社	千里園、本町、岡上の町、北桜塚、日出町、庄内東町、庄内西町、庄内幸町、庄内栄町、庄内宝町、名神口
	⑦有限会社 村田衛生	玉井町、螢池南町、大黒町、千成町
粗大ごみ	①株式会社 石原産業	豊中市全域
ビン	①有限会社 アール環境	豊中市全域
ペットボトル	①NPO 法人豊中市障害者就労雇用支援センター	豊中市南部地域
	②公益社団法人 豊中市シルバー人材センター	豊中市北部地域

(許可)

種 類	業 者 名	収集区域の範囲
特定家庭用機器一般 廃棄物、臨時ごみ、事 業系ごみ	①株式会社 石原産業	豊中市全域
	②米田産業 株式会社	豊中市全域
	③北村衛生 株式会社	豊中市全域
	④有限会社 村田衛生	豊中市全域
	⑤北部環境ソリューション 株式会社	豊中市全域
	⑥株式会社 上原産業	豊中市全域
	⑦有限会社 アール環境	豊中市全域
	⑧鍵本産業 株式会社	豊中市全域
	⑨木本組	豊中市全域
	⑩エアポート企業 株式会社	大阪国際空港内
実験動物	①株式会社 猪名川動物霊園	豊中市全域
魚腸骨	①有限会社 大興	豊中市全域
	②有限会社 山田肥料商事	豊中市全域
	③有限会社 浪速商会	豊中市全域

別表 2

区域別の運搬（積卸し）を行う特定家庭用機器一般廃棄物

区 域	業 者 名	積卸し場所
池田市	①株式会社 アズマクリーン	施 設 名 日本通運 株式会社 豊中指定取 引所 所 在 地 豊中市服部西町5丁目18番1号
	②エアポート企業 株式会社	
	③株式会社 上原産業	
	④弘伸商事 株式会社	
	⑤鍵本産業 株式会社	
	⑥株式会社 大阪環境セイビ	
	⑦木本興産 株式会社	
	⑧株式会社 村尾興業	
	⑨株式会社 石原産業	
吹田市	①大道興業 株式会社	
	②株式会社 大建工業所	
	③西川清掃 株式会社	
	④株式会社 NANBU	
	⑤北大阪清掃 株式会社	
	⑥株式会社 マルサン	
	⑦都市クリエイト 株式会社	
	⑧株式会社 石原産業	
	⑨株式会社 村尾興業	
	⑩鍵本産業 株式会社	
箕面市	①近畿セイビ 株式会社	
	②弘伸商事 株式会社	
	③株式会社 シュウロウライフ	

別表 4

収集・運搬する 一般廃棄物の種類	業 者 名	収集区域の範囲
し尿	①豊中環境整備 株式会社	豊中市内に点在している対象箇所
し尿浄化槽汚泥	①株式会社 セツリョウ	豊中市内に点在している対象箇所
	②泉興業 株式会社	
	③エスク 株式会社	
	④ミザック 株式会社	
	⑤柿本工業 株式会社	
	⑥出口興産 株式会社	
	⑦有限会社 永田清掃	

6. 「容器包装リサイクル法」に基づく第10期豊中市分別収集計画

(令和5年(2023年)5月改定)

(1) 基本的な考え方

限りある資源の有効利用と焼却処分量、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政等の各主体が理解を深め、役割を分担し、具体的な推進方策と関係者が一体となって取り組むべき方針を示し、計画的・段階的に推進することにより、循環型社会の実現をめざす。

<基本的方向>

- 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進
- 廃棄物の適正処理の推進

(2) 計画期間

令和5年(2023年)4月を初年度とする5年間(令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度))とし、3年ごとに改定する。

<策定経過>

- 第1期計画 平成 8年度(1996年度)作成
(計画期間：平成 9年度(1997年度)から平成13年度(2001年度))
- 第2期計画 平成11年度(1999年度)作成
(計画期間：平成12年度(2000年度)から平成16年度(2004年度))
- 第3期計画 平成14年度(2002年度)作成
(計画期間：平成15年度(2003年度)から平成19年度(2007年度))
- 第4期計画 平成17年度(2005年度)作成
(計画期間：平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度))
- 第5期計画 平成19年度(2007年度)作成
(計画期間：平成20年度(2008年度)から平成24年度(2012年度))
- 第6期計画 平成22年度(2010年度)作成
(計画期間：平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度))
- 第7期計画 平成25年度(2013年度)作成
(計画期間：平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度))
- 第8期計画 平成28年度(2016年度)作成
(計画期間：平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度))
- 第9期計画 令和元年度(2019年度)作成
(計画期間：令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度))
- 第10期計画 令和5年度(2023年度)作成
(計画期間：令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度))
- 第10期計画改定 令和5年度(2023年度)作成
(計画期間：令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度))

(3) 計画対象品目と取組み概要

No	分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		実施時期・取組み概要
1	スチール	空き缶	スチール缶	①集団回収：平成3年（1991年）6月から開始。 ②市による定期収集：平成5年（1993年）4月から平成24年（2012年）3月までは不燃ごみ、平成24年（2012年）4からは空き缶。
2	アルミ		アルミ缶	
3	無色ガラス	ビン		①市による定期収集 ・平成5年（1993年）4月：モデル地区市内約1万世帯で開始。 ・平成9年（1997年）10月：市内1/2世帯とモデル地区に拡大。 ・平成10年（1998年）10月：全世帯で実施。
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
4	紙パック	紙・布	紙パック	①集団回収：平成3年（1991年）6月から開始。 ②市による定期収集：平成9年（1997年）4月から紙・布（再生資源）収集の品目に追加。
5	段ボール		段ボール	
6	ペットボトル	ペットボトル		①拠点回収：平成5年（1993年）4月から開始。 ②市による定期収集：平成24年（2012年）4月から開始。
7	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		①市による定期収集 ・平成13年（2001年）10月：モデル地区（市内約10%）で開始。 ・平成16年（2004年）4月：モデル地区を市内世帯数の約27%に拡大。 ・平成24年（2012年）4月：全世帯で実施。

(4) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：トン)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール缶		322	315	315	315	309
アルミ缶		468	460	460	459	453
ガラス ビン	無色	712	701	693	682	674
	茶色	420	413	408	402	397
	その他	1,013	998	986	971	959
段ボール		2,619	2,688	2,768	2,838	2,920
紙パック		427	422	418	414	411
その他紙製容器包装		3,044	3,008	2,978	2,942	2,919
ペットボトル		974	1,045	1,134	1,206	1,282
その他プラ容器包装		6,402	6,481	6,561	6,642	6,746
うち白色トレイ		0	0	0	0	0
容器包装廃棄物量合計		16,402	16,532	16,722	16,872	17,069

※見込み量については、小数点第1位で四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(5) 各年度における容器包装廃棄物の再商品化量の見込み（資源化量）

（単位：トン）

分別収集する容器包装の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器包装	316		309		310		310		303	
主としてアルミニウム製の容器包装	432		424		424		424		418	
無色のガラス製の容器	(合計) 627		(合計) 618		(合計) 610		(合計) 601		(合計) 593	
	引渡 量	独自 627	引渡 量	独自 618	引渡 量	独自 610	引渡 量	独自 601	引渡 量	独自 593
茶色のガラス製の容器	(合計) 420		(合計) 413		(合計) 408		(合計) 402		(合計) 397	
	引渡 量	独自 420	引渡 量	独自 413	引渡 量	独自 408	引渡 量	独自 402	引渡 量	独自 397
その他のガラス製の容器	(合計) 977		(合計) 962		(合計) 950		(合計) 936		(合計) 924	
	引渡 量	独自 —								
主として段ボール製の容器包装	2,197		2,270		2,354		2,429		2,515	
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	28		28		28		28		29	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —									
	引渡 量	独自 —								
主としてポリエチレンテレフタレート（ペット）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	(合計) 865		(合計) 938		(合計) 1,028		(合計) 1,101		(合計) 1,178	
	引渡 量	独自 —								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,358		(合計) 3,473		(合計) 3,583		(合計) 3,700		(合計) 3,827	
	引渡 量	独自 —								
うち白色トレー	(合計) 0									
	引渡 量	独自 —								
合計	9,220		9,436		9,696		9,931		10,183	

※見込み量については、小数点第1位で四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

7. 廃棄物条例の改正

市では、昭和 47 年(1972 年)に公布・施行した「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を廃棄物行政の基本条例として運用してきた。しかし、ごみ処理の考え方の変化・懇話会提言の趣旨、ごみ減量計画の策定意図に加え、「廃棄物処理法」の改正、「資源リサイクル法」の施行などから、平成 4 年度(1992 年度)に条例の全面的な見直しを行い、平成 5 年(1993 年)4 月 1 日から「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を施行し、今後の廃棄物行政の法的基礎を整備した。

平成 24 年度(2012 年度)からの中核市移行に伴い、従来大阪府が行ってきた産業廃棄物に関する規制等の事務を行うことになったため、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する事項を定める他、所要の規定を改正した。

平成 27 年度(2015 年度)に、条例を一部改正し、市並びに市から収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者以外の者が、所定の集積所等から再生資源や粗大ごみを無断で持ち去る行為を禁止する事項等を定める他、所要の規定を改正した。

令和 5 年(2023 年)に条例を一部改正、一般廃棄物処理手数料(し尿、粗大ごみ)を改定し、受益者負担の適正化を図った。

(1) 条例の 3 つの柱

ごみ減量の促進

ごみの適正処理

環境美化の推進

3 つの柱の実現を図るため、市民・事業者・市長の役割と、各々の主体が取り組むべきごみの減量と適正処理等の内容について明らかにしている。

(2) 条例の基本的な考え方

- ① 生産・流通・消費・収集・中間処理・処分という物の流れについて廃棄物を総合的に管理する立場から、廃棄物の減量を図ることを基本におく
- ② 市民・事業者・行政三者が応分の責任と役割分担を行い、協働して廃棄物の減量を図る
- ③ 廃棄物が与える環境への負荷を最小限に抑えるために、適正処理を一層進める
- ④ 「まちを美しくする運動」の根拠条例として、地域の環境美化を進める

(3) 条例の主な規定

- ① 条例目的として、廃棄物の減量の促進、適正処理、地域の環境美化の推進を位置付け、良好な生活環境の保全、公衆衛生の向上を促進し、「環境にやさしい資源循環型都市の形成」への寄与を規定
- ② 市民の責務・事業者の責務・市長の責務を規定
- ③ 廃棄物減量等推進審議会と廃棄物減量等推進員制度の設置を規定
- ④ 「廃棄物の減量の促進」のために、市民・事業者・市長の具体的な減量行動を明示(義務的規定)
- ⑤ 多量排出事業者の減量計画の作成等についての市長の指示を規定
- ⑥ 適正処理困難物について、事業者の自己評価、市長の指定、事業者への回収等必要措置の指示、市民の協力を規定
- ⑦ 大規模建築物(例：中高層建物、マンション、オフィスビル等)を建設する際の廃棄物・再生資源の保管場所等の設置義務と事前届出を規定
- ⑧ 再生資源等の持ち去り禁止に関する事項を規定
- ⑨ 産業廃棄物の適正処理に関する事項を規定
- ⑩ 産業廃棄物処理施設の設置に関する手続き等を規定
- ⑪ 地域の環境美化(まちを美しくする運動)の推進を規定
- ⑫ 雑則として、報告の徴収、立入調査、指導、勧告及び公表、豊中市伊丹市クリーンランドへの受入拒否の要請(減量計画作成指示違反のみ)を規定

8. 家庭系ごみ排出実態調査結果

(1) 調査方法等

① 調査の目的

市民のごみ分別意識（分別協力率等）や排出状況を把握し、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた進行管理と評価を行うとともに、同計画に掲げる廃棄物の減量に向け、2Rを主眼とした発生抑制・再使用と質の高いリサイクルをはじめとする基本施策の推進に資すること。また、市町村食品ロス削減推進計画策定の基礎資料とすることを目的として実施した。

② 調査実施年度

令和元年度(2019年度)に調査を実施。

③ 調査対象ごみ

「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」を調査対象とした。なお、「ペットボトル」については、戸別収集分のみを対象としており、公共施設等での拠点回収分については対象としていない。

④ 調査対象地区

平成24年度(2012年度)にごみ組成調査を実施した6地区のうち、プラスチック製容器包装収集が平成24年度(2012年度)まで導入されていなかった「非モデル地区」の3地区（戸建て住宅地区、集合住宅地区、住商混合地区）を調査の対象とした。

⑤ ごみ組成調査対象量とサンプリング量

1地区あたり可燃ごみ約300kg（週の前半（月・火曜日）は約170kg、後半（木・金曜日）は約130kg）、プラスチック製容器包装約50kg、不燃ごみ約100kg、ペットボトル約20kgを調査対象量とした。なお、サンプリング量は、剪定枝や引越しごみ等の調査不適ごみの混入が予想されるため、20～30袋ずつ調査対象量より多めに各地区より採取し、組成調査不適ごみを除外後、無作為に抽出して調査対象量とした。

⑥ 分類項目

4つの分別区分に排出されたごみ組成の状況及び発生抑制や資源化の可能性を把握できる分類項目（約150項目）を設定して調査を行った。

⑦ 調査日程

サンプリングについては、令和元年(2019年)10月16日(水)から11月7日(木)、分析作業については10月29日(火)から11月7日(木)の日程で実施した。

(2) 集計方法

重量比による市平均のごみ組成の算出方法は、3つの住居形態別（戸建て住宅、集合住宅、住商混合）に調査したごみ組成に対して、平成27年国勢調査結果における豊中市の住居形態別世帯割合と平成30年度(2018年度)ごみ種別排出量を用い、加重平均して市平均のごみ組成割合を算出した。

表1 市平均のごみ組成の算定に用いた数値

	世帯数の配分			家庭系ごみ量の配分(t)				
	世帯数 (世帯)	国勢調査の区分	世帯数 割合	可燃ごみ	プラ製 容器包装	不燃ごみ	ペット ボトル	合計
戸建て住宅地域	55,962	戸建	33.59%	19,247.61	1,171.40	872.55	257.52	21,549.08
集合住宅地域	92,911	3階建て以上の 共同住宅	55.78%	31,962.83	1,945.25	1,448.97	427.64	35,784.69
住商混合地域	17,712	長屋建て+1・2階建て の共同住宅+その他	10.63%	6,091.16	370.71	276.13	81.50	6,819.50
合計	166,585		100.00%	57,301.60	3,487.36	2,597.65	766.66	64,153.27

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

(3) ごみ排出調査結果

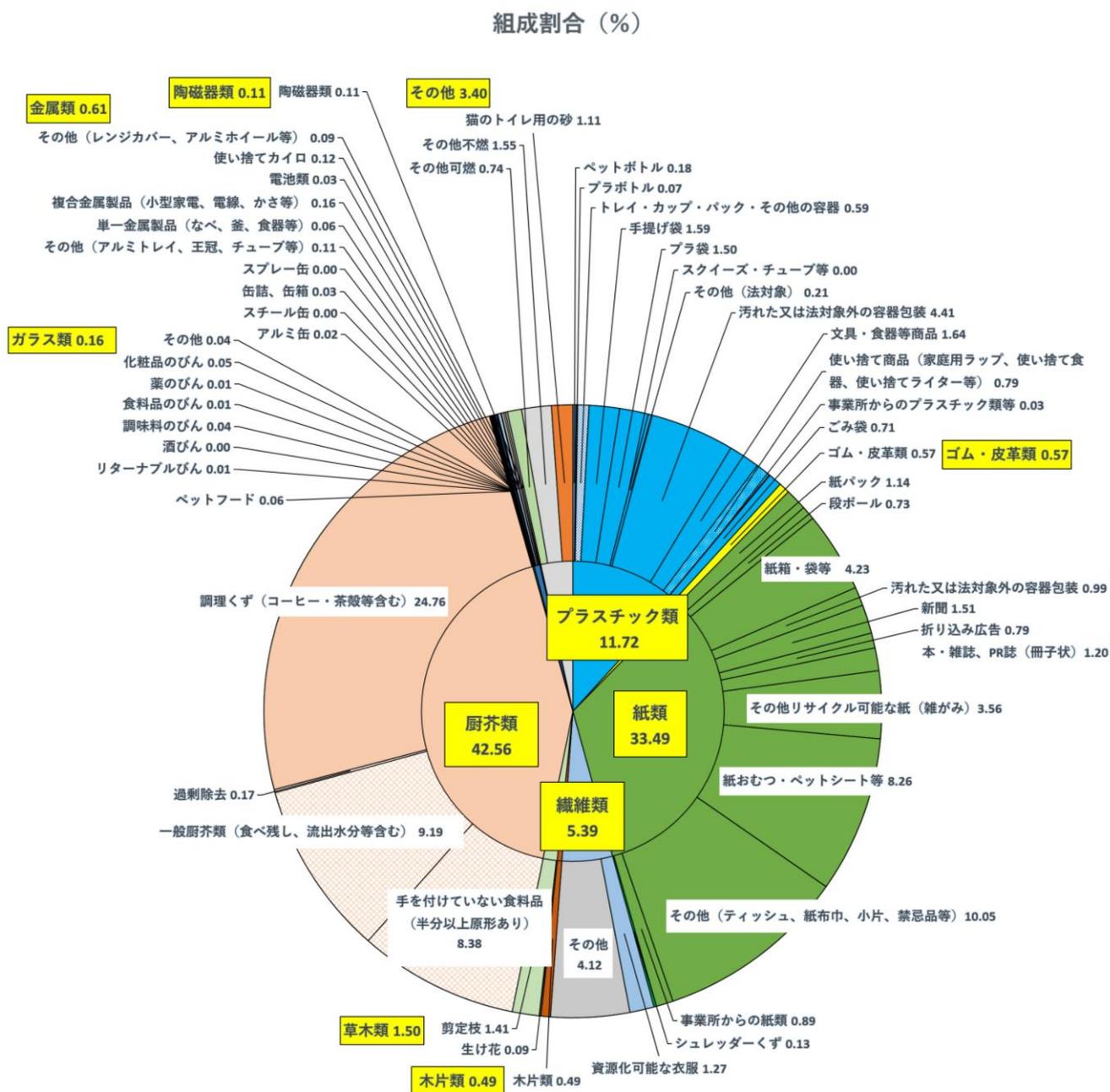
① ごみ種ごとの組成調査結果（市平均 重量比）

● 可燃ごみ

・組成概要（重量比）

厨芥類が42.56%と最も多く、なかでも食品ロス（手を付けていない食料品・食べ残し等一般厨芥類・過剰除去）は17.74%で4割程度が含まれていた。次いで、紙類が33.49%、プラスチック類が11.72%を占めていた。

図1 可燃ごみの組成詳細（重量比）



・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

・ 分別排出の状況と資源化可能物および平成24年度(2012年度)調査結果との比較(市平均 重量比)

可燃ごみに混入した金属類等の不適正排出物は約2%程度だが、排出されたプラスチック製容器包装の約8%のうち、きれいにもかかわらず排出されているものが約3%を占め、量に換算すると約1,700 tとなり、現在のプラスチック製容器包装で収集している量のほぼ半分の量に相当する。紙類は約33%と平成24年度調査から減少したが、リサイクル可能な雑がみ(封筒、紙筒、メモ用紙等)等の紙類は、約12%と高い割合で含まれていた。

表2 平成24年度(2012年度)調査との比較(可燃ごみ:重量比)

(単位: %)

	令和元年度	平成24年度
ペットボトル	0.18	0.06
プラ製容器包装	8.38	6.04
製品プラ	2.45	2.06
ゴム・皮革類	0.57	0.18
紙類	33.49	39.22
繊維類	5.39	2.74
木片類	0.49	0.48
草木類	1.50	0.90
厨芥類	42.56	42.20
ガラス類	0.16	0.14
金属類	0.61	1.02
陶磁器類	0.11	0.13
その他可燃物	1.85	1.47
その他不燃物	1.55	2.73
その他 小計	3.40	4.20
ごみ袋	0.71	0.63

・ 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

図2 平成24年度(2012年度)調査との比較(可燃ごみ:重量比)

組成割合(%)

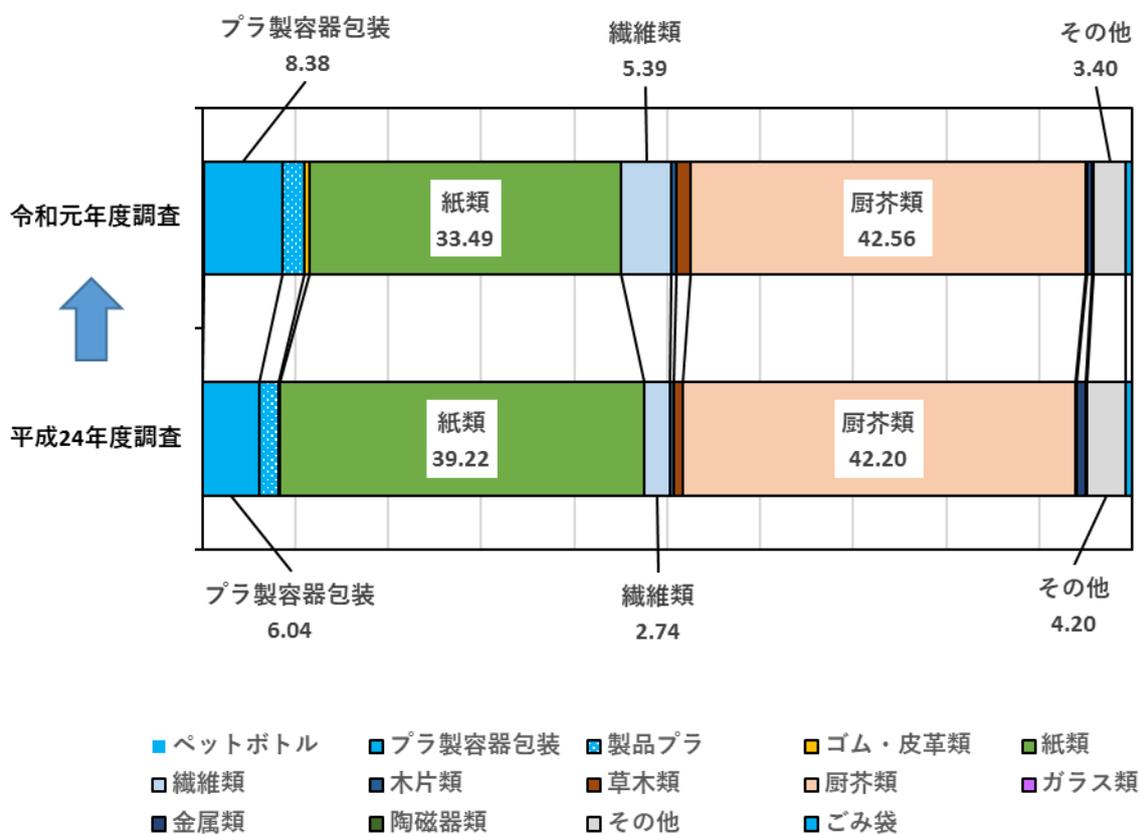


表3 可燃ごみの中の資源化可能物の割合（重量比）

（単位：％）

			令和元年度	平成24年度	
資源化可能物	プラスチック類	ペットボトル(PET収集の対象品目) ★きれいなもののみ	0.10	0.06	
		その他プラスチック製 容器包装 ★容器包装リサイクル法 対象物のみ	プラボトル	0.07	0.04
			白色発泡生鮮食品トレイ	0.01	0.00
			その他の生鮮食品トレイ	0.03	0.01
			生鮮以外のトレイ、カップ、パック ・コップ・台紙付き容器・小型容器	0.54	0.08
			手提げ袋 ★きれいなもののみ	0.67	1.48
			プラ袋・フィルム・ラップ等	1.41	0.53
			その他(緩衝材等法対象)	0.21	0.03
		計	2.95	2.17	
	小計		3.05	2.23	
	紙類	紙パック(アルミコーティングなし) ★きれいなもののみ	0.58	0.38	
		段ボール ★きれいなもののみ	0.66	1.85	
		新聞紙(折られたまま排出)	0.33	0.66	
		折り込み広告	0.79	2.19	
		本・雑誌・PR誌	1.20	0.84	
		その他紙製容器包装 ★容器包装リサイクル法 対象物のみ	コーティング有り ★きれいなもののみ	0.41	0.24
			紙箱	3.08	4.21
			紙袋・包装紙等	1.15	1.22
		計	4.64	5.67	
		雑がみ(その他リサイクル可能な紙、法対象外紙製容器包装)	3.97	—	
	シュレッダーくず	0.13	—		
	小計		12.31	11.59	
	ガラス類 (びん類)	リターナブルびん	0.01	—	
		ワンウェイびん	0.11	0.13	
	小計		0.12	0.13	
	金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.02	0.03
			飲料水のスチール缶	0.00	0.01
缶詰、缶箱			0.03	0.04	
計		0.05	0.08		
簡易ガスボンベ・スプレー缶		0.00	0.01		
金属単体製品		0.06	0.12		
小型家電		0.13	0.16		
小計		0.23	0.37		
繊維類(衣類)		1.27	1.00		
資源化可能物の合計			16.98	15.32	

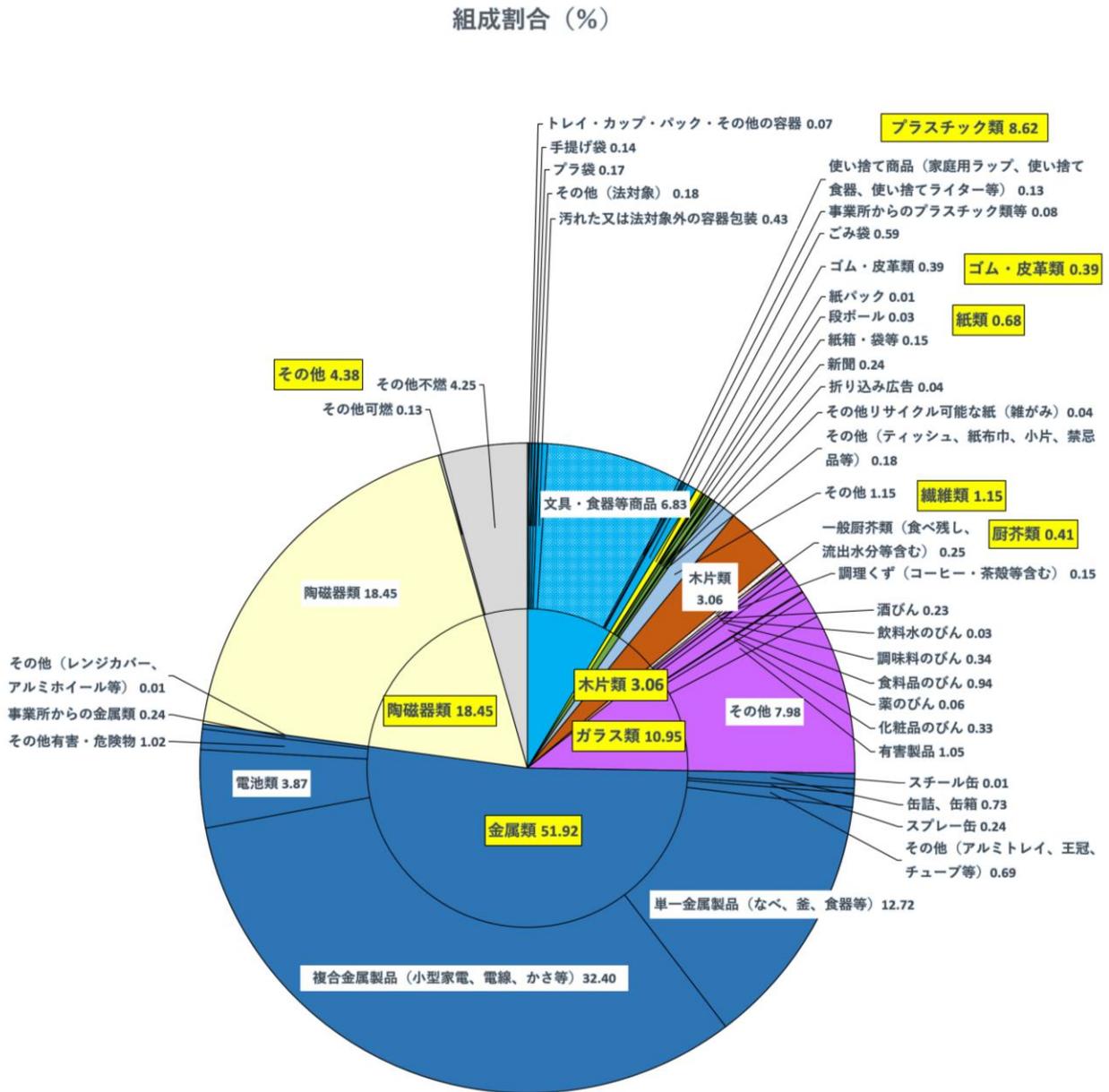
・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

● 不燃ごみ

・組成概要（重量比）

小型家電やなべ・釜等の金属類が51.92%と半分を占め、次いで、食器等の陶磁器類が18.45%、食器、灰皿等のガラス類が10.95%、文具・食器等商品を含むプラスチック類は8.62%を占めていた。

図3 不燃ごみの組成詳細（重量比）



・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

・分別排出の状況と資源化可能物および平成24年度(2012年度)調査結果との比較(市平均 重量比)

平成24年度(2012年度)からの新分別収集に伴い収集区分が変更となったプラスチック類の混入は約8%、空き缶・スプレー缶は約1%と平成24年度(2012年度)調査から少し減少した。

一方で、金属類は、平成28年度(2016年度)に条例の一部を改正し「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」を施行したことで大きく増加したと思われる。

また、びん類の混入は約2%とリサイクルが進んでいた。しかしながら、収集工程や処理工程における爆発・火災事故等の原因とされるリチウムイオン電池等の充電式電池単体および内蔵製品が約2%排出されていた。

表4 平成24年度(2012年度)調査との比較(不燃ごみ:重量比)

(単位: %)

	令和元年度	平成24年度
ペットボトル	0.00	0.07
プラ製容器包装	0.99	1.40
製品プラ	7.04	8.49
ゴム・皮革類	0.39	0.80
紙類	0.68	1.08
繊維類	1.15	1.16
木片類	3.06	0.93
草木類	0.00	0.00
厨芥類	0.41	0.05
ガラス類	10.95	28.96
うちびん類	1.92	14.73
金属類	51.92	27.91
うち充電式電池(使用製品含む)	1.52	0.00
陶磁器類	18.45	27.22
その他	4.38	1.31
ごみ袋	0.59	0.62

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

図4 平成24年度(2012年度)調査との比較(不燃ごみ:重量比)

組成割合(%)

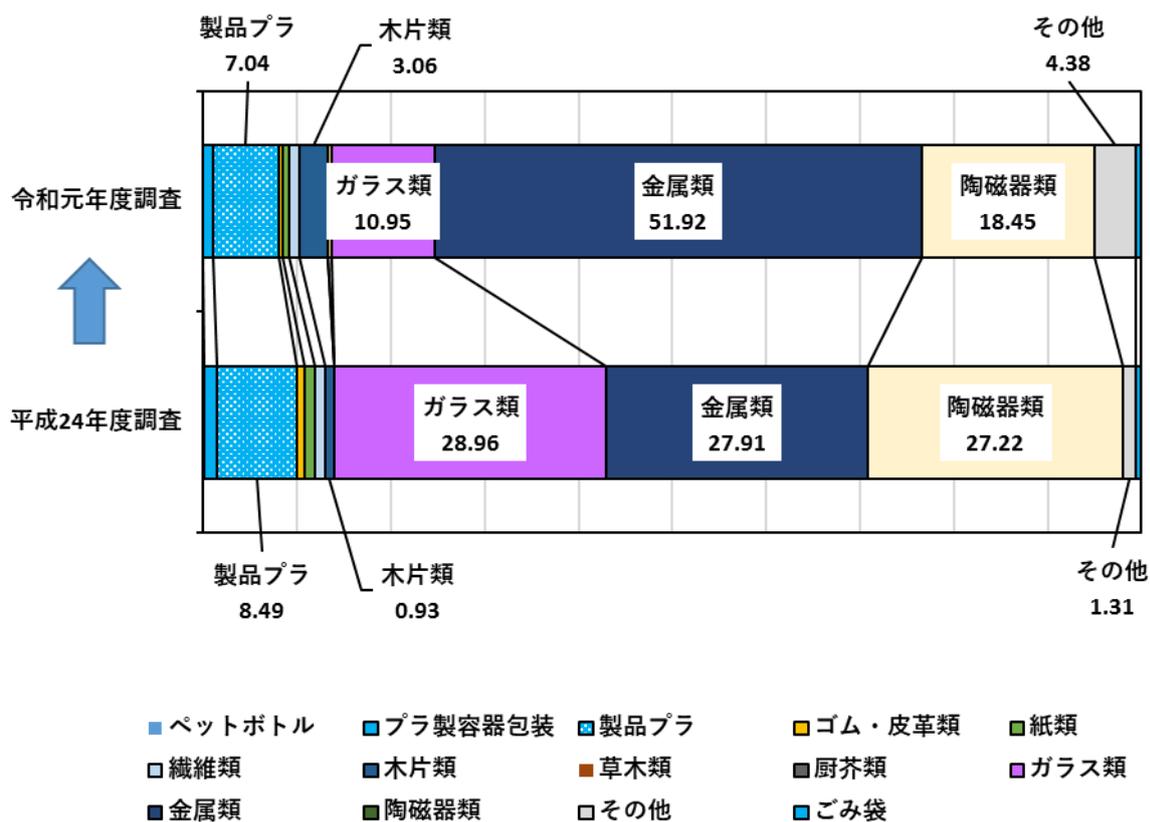


表5 不燃ごみに排出されていた充電式電池使用製品の排出状況

家電の種類	電池の種類	個数	重量(g)	寸法(cm)
ひげ剃り	ニッケル水素	1	200	16×7×4
	ニッケル水素	1	180	16×6.5×4
掃除機	リチウムイオン	1	422	13.5×7.5×3.5
	リチウムイオン	1	422	13.5×7.5×3.5
ハンドクリーナー	ニッケルカドミウム	1	952	18×36×12
デジタルカメラ	ニッケル水素	1	382	9×7×6
ヘッドホン	ニッケル水素	1	290	—
携帯電話	リチウムイオン	1	128	13×7×0.5

写真1 不燃ごみに排出された充電式電池使用製品

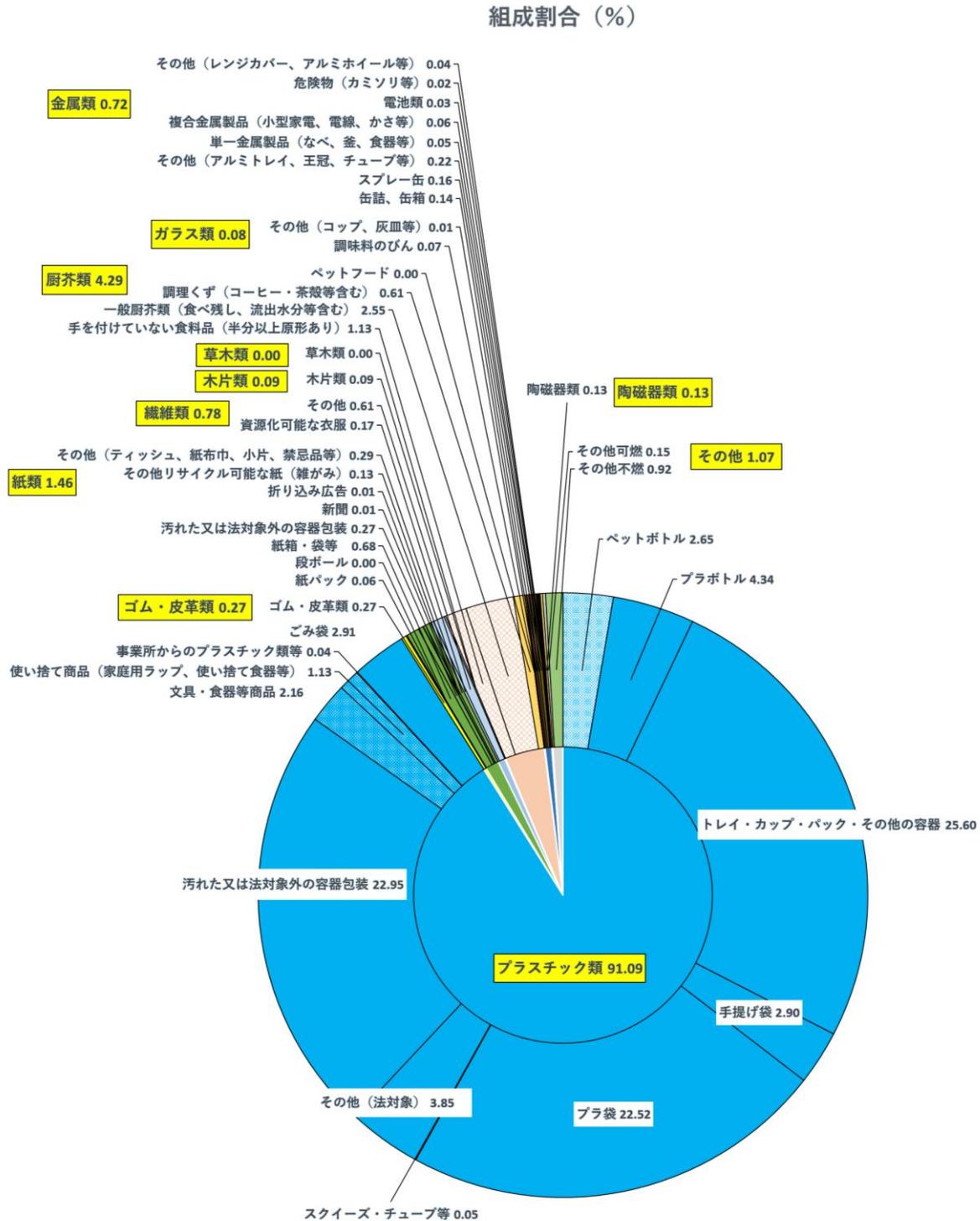


● プラスチック製容器包装

・組成概要（重量比）

プラスチック製容器包装が82.21%を占め、ごみ袋の2.91%を除いた14.88%が異物であった。異物として、ペットボトル、製品プラスチック、紙類、厨芥類、金属類などが排出されていた。

図5 プラスチック製容器包装の組成詳細（重量比）



・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

・分別排出の状況と資源化可能物および平成24年度(2012年度)調査結果との比較(市平均 重量比)

適正に排出されたプラスチック製容器包装は、平成24年度(2012年度)調査の約86%から約82%に減少し、そのうち汚れの激しいものが約21%を占めていた。

またペットボトルは約3%と若干増加し、製品プラスチック類は約3%と少し減少した。

一方、平成24年度(2012年度)調査ではほぼ排出がなかった厨芥類が約4%混入していた。

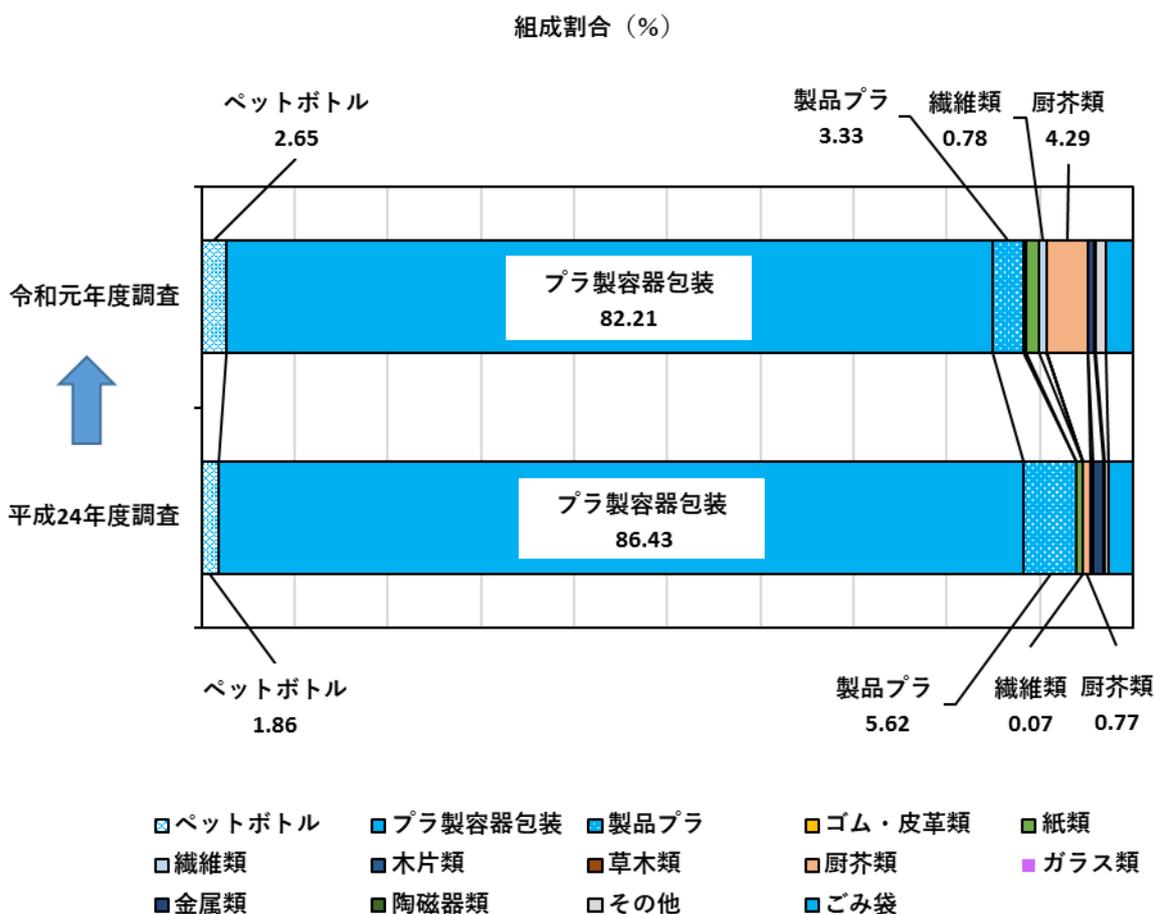
表6 平成24年度(2012年度)調査との比較
(プラスチック製容器包装：重量比)

(単位：%)

	令和元年度	平成24年度
ペットボトル	2.65	1.86
プラ製容器包装	82.21	86.43
製品プラ	3.33	5.62
ゴム・皮革類	0.27	0.01
紙類	1.46	0.62
繊維類	0.78	0.07
木片類	0.09	0.06
草木類	0.00	0.00
厨芥類	4.29	0.77
ガラス類	0.08	0.22
金属類	0.72	1.14
陶磁器類	0.13	0.22
その他	1.07	0.33
ごみ袋	2.91	2.65

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

図6 平成24年度(2012年度)調査との比較 (プラスチック製容器包装：重量比)

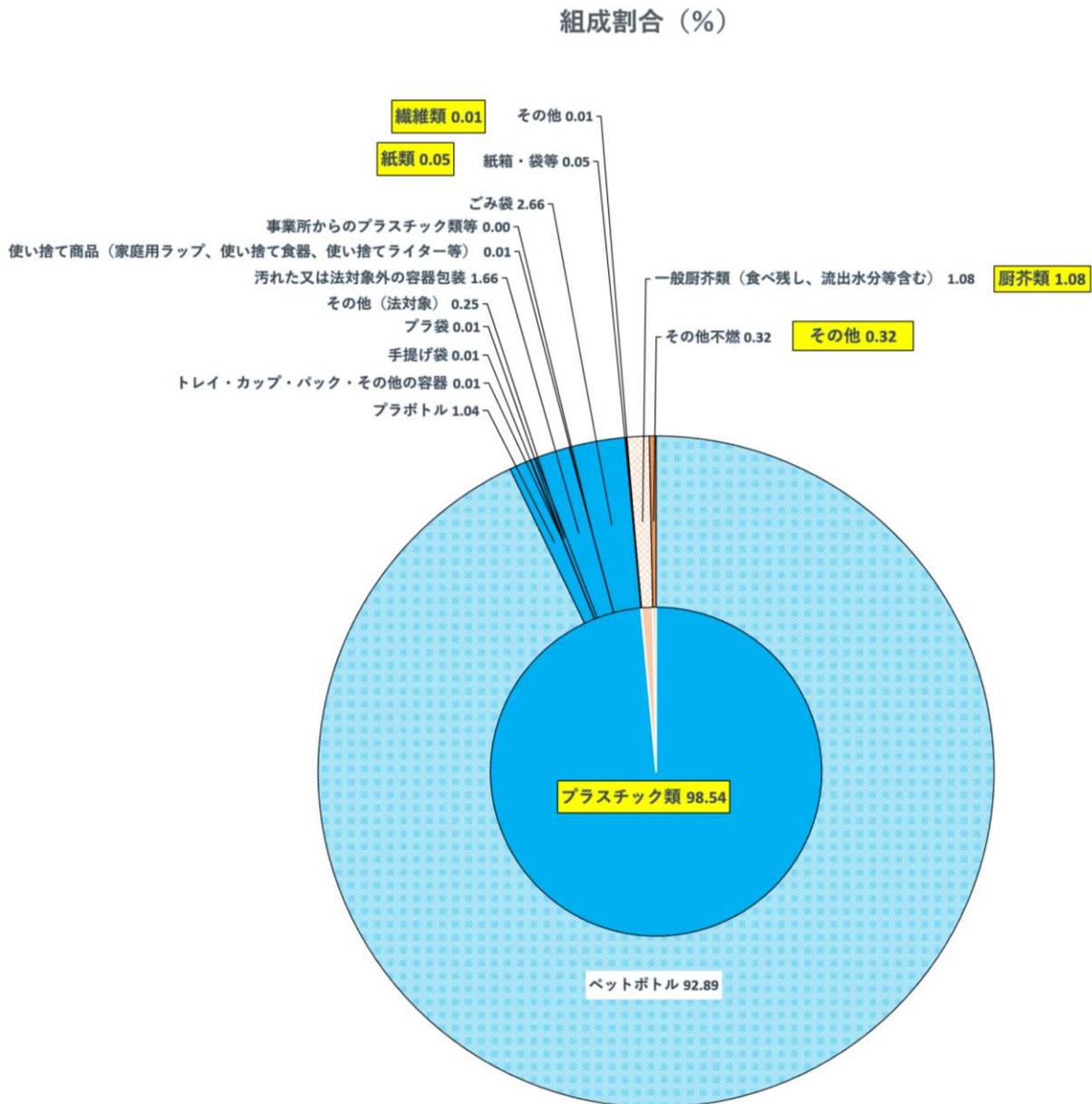


● ペットボトル

・組成概要（重量比）

ペットボトルが92.89%と大半を占めたが、プラボトル等のプラスチック製容器包装の混入や蓋またはラベル付き、汚れたペットボトル等が排出されていた。

図7 ペットボトルの組成詳細（重量比）



・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

・分別排出の状況と資源化可能物および平成24年度(2012年度)調査結果との比較(市平均 重量比)

ペットボトルが92.89%と大半を占めた
が、プラボトル等のプラスチック製容器包装の混入や蓋またはラベル付き、汚れたペットボトル等が排出されていた。平成24年度(2012年度)調査との比較では、大きな変化もなく高い協力率が保たれていた。

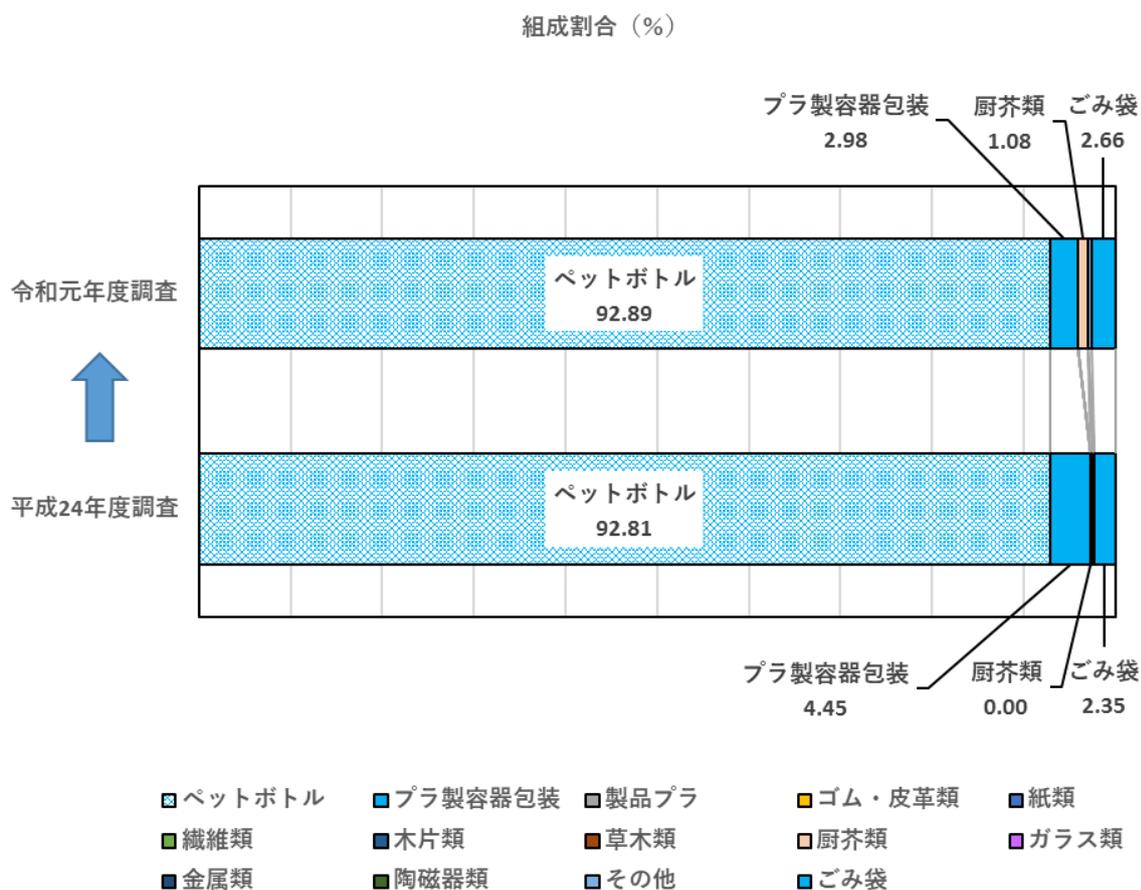
表7 平成24年度(2012年度)調査との比較(ペットボトル:重量比)

(単位: %)

	令和元年度	平成24年度
ペットボトル	92.89	92.81
うち蓋・ラベル付き	1.38	未調査
うち汚れたもの	4.47	
プラ製容器包装	2.98	4.45
製品プラ	0.01	0.00
ゴム・皮革類	0.00	0.00
紙類	0.05	0.00
繊維類	0.01	0.00
木片類	0.00	0.00
草木類	0.00	0.00
厨芥類	1.08	0.00
ガラス類	0.00	0.32
金属類	0.00	0.07
陶磁器類	0.00	0.00
その他	0.32	0.00
ごみ袋	2.66	2.35

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

図8 平成24年度(2012年度)調査との比較(ペットボトル:重量比)



② 発生抑制を必要とするごみの排出状況(市平均 重量比)

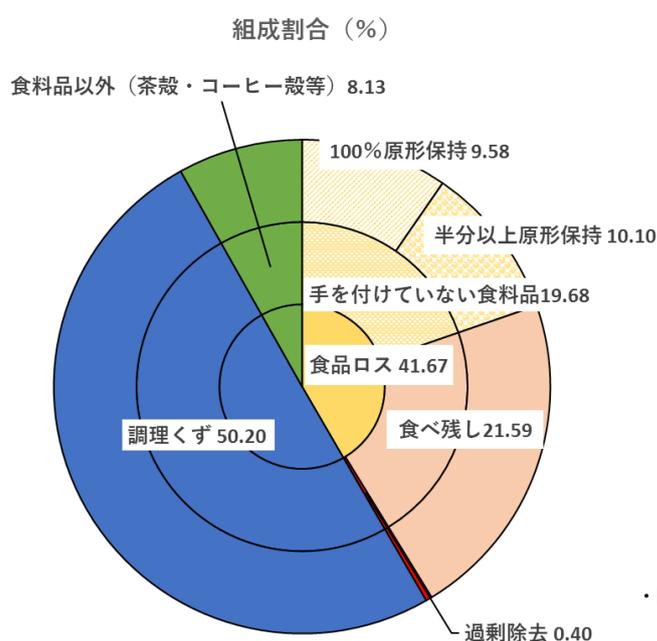
● 食品ロス(手を付けていない食料品、食べ残し)

可燃ごみの42.56%は厨芥類で占められるが、そのうち約4割が食品ロスに相当する。この食品ロスのほぼ半分は手を付けていない食料品で、残り半分は食べ残しであった。実際に調査したデータでは、可燃ごみの調査量904.598kgのうち、31.750kg・162個は100%原形が残る手を付けていない食料品が排出されていた。その内訳を示すと、野菜類が39.2%、果実類が17.3%、加工食品が12.9%、菓子類が8.1%等で、消費・賞味期限の表示があった54個のうち、期限切れの食料品が45個に対し、期限前にもかかわらず廃棄された食料品が9個あった。

写真2 手を付けていない食料品



図9 厨芥類に占める食品ロスの割合(可燃ごみ:重量比)



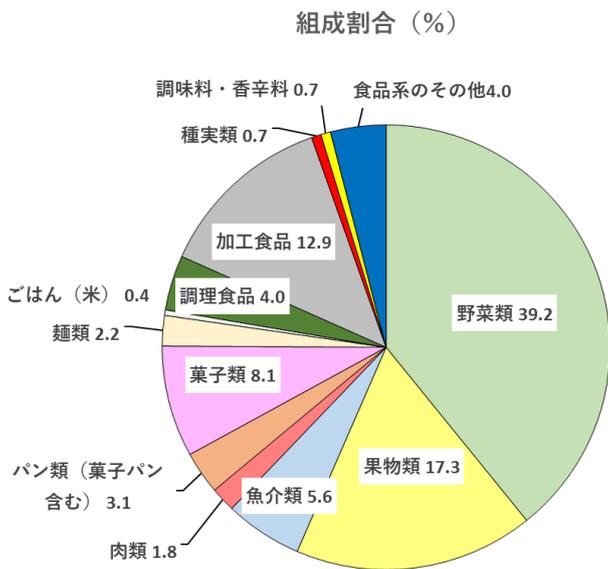
・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

表8 厨芥類の排出状況(可燃ごみ:重量比)

項目	重量(t)	重量比 (%)
手を付けていない食料品	4,799.77	19.68
100%原形保持	2,336.71	9.58
半分以上原形保持	2,463.06	10.10
食べ残し	5,264.34	21.59
過剰除去	96.34	0.40
食品ロス相当量	10,160.45	41.67
調理くず	12,241.66	50.20
食品ロス以外(茶殻・コーヒー殻等)	1,983.44	8.13
合計	24,385.56	100.00

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

図10 食材別の排出状況
(手を付けていない食料品：実測値)



・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

表9 食材別の排出状況
(手を付けていない食料品：実測値)

種類	個数(個)	重量(g)	重量比(%)
野菜類	34	12,477	39.2
果物類	23	5,497	17.3
卵			
魚介類	6	1,776	5.6
肉類	3	556	1.8
パン類(菓子パン含む)	12	981	3.1
菓子類	27	2,578	8.1
麺類	3	688	2.2
ごはん(米)	1	115	0.4
調理食品	8	1,280	4.0
加工食品	29	4,084	12.9
乳類			
種実類	2	230	0.7
海藻類			
調味料・香辛料等	4	209	0.7
飲料			
食品系のその他	10	1,279	4.0
合計	162	31,750	100.0

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

表10 保存期限別の排出状況 (手を付けていない食料品：実測値)

消費・賞味期限前 ← | → 消費・賞味期限切れ

分類項目	消費・賞味期限前							消費・賞味期限切れ							合計							
	個数(個)							重量(g)							合計(個)	割合(%)	消費期限	賞味期限	合計	割合(%)		
	残半年を超えて	半年以内	1か月以内	1週間以内	2日以内	5日以内	収集日当日	消費期限	賞味期限	2日以下超過	2日以内超過	1週間以下超過	2週間以下超過	1か月以下超過							半年以下超過	半年を超えて
魚介類																	1	1.9	0	63	63	0.9
肉類																	1	1.9	0	246	246	3.4
パン類(菓子パン含む)																	4	7.4	242	99	341	4.7
菓子類	1	2	1				4	189									8	22.1	0	1,223	1,223	17.0
麺類																	3	5.6	215	473	688	9.6
ごはん(米)																	1	1.9	115	0	115	1.6
調理食品(惣菜、弁当等)																	5	9.3	679	88	767	10.7
加工食品(冷凍・レトルト・インスタント食品、豆腐、納豆等)	1	2					3	221									19	40.6	0	3,446	3,446	47.9
調味料・香辛料等	1						1	8									1	3.7	0	184	184	2.6
食品系のその他	1						1	22									2	5.6	0	116	116	1.6
合計	4	4	1				9	440									45	100.0	1,251	5,938	7,189	100.0
割合(%)	7.4	7.4	1.9				16.7										100.0					

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

● 使い捨てプラスチック製品

食事のテイクアウトやお惣菜等の購入時に添えられるスプーン等の使い捨てプラスチック製品は、市全体で年間1,307万3千本が排出されていると推計された。特にプラスチック製スプーンが476万9千本、ストローは557万1千本とこの2つが大半を占めた。

表11 使い捨て食器類の排出状況（重量比）

品目	単位	ごみ種		計
		可燃ごみ	プラ製容器包装	
ストロー	個数(本)	3,744,000	1,827,000	5,571,000
	重量(t)	2.15	1.24	3.40
スプーン	個数(本)	3,924,000	845,000	4,769,000
	重量(t)	11.29	2.39	13.68
マドラー	個数(本)	1,340,000	32,000	1,372,000
	重量(t)	0.70	0.06	0.76
フォーク	個数(本)	625,000	139,000	764,000
	重量(t)	2.42	0.87	3.29
レンゲ	個数(本)	234,000	39,000	273,000
	重量(t)	1.70	0.08	1.78
ナイフ	個数(本)	106,000	77,000	183,000
	重量(t)	0.21	0.16	0.37
コップ	個数(個)	64,000	77,000	141,000
	重量(t)	0.32	0.39	0.71
合計	個数(本)	10,037,000	3,036,000	13,073,000
	重量(t)	18.79	5.18	23.97

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

写真3

使い捨てプラスチック製品



● レジ袋

レジ袋は、今回調査した4つのごみ種に1億1,667万8千枚が排出されていると推計された。そのうち厨芥類や掃除機等のごみを入れるなどに使用されたと思われるのが9,052万2千枚に対し、全く何も利用せずに廃棄されたのが2,615万5千枚と2割以上を占めた。

写真4 内袋（2重袋）として利用された手提げ袋



表 1 2 レジ袋の排出状況（年間排出量換算）

		単位	可燃ごみ	不燃ごみ	プラ製 容器包装	ペットボトル	計	
大型手提げ袋 小計	ごみ捨て用	枚数(千枚)	740	9	160	—	909	
		重量(t)	17.38	0.35	3.73	—	21.45	
	そのまま排出	枚数(千枚)	64	—	239	—	303	
		重量(t)	1.15	—	6.53	—	7.68	
			枚数(千枚)	803		400	—	1,212
			重量(t)	18.53	0.35	10.25	—	29.13
スーパー等の手提げ袋 小計	ごみ捨て用	枚数(千枚)	84,488	506	4,611	8	89,613	
		重量(t)	791.95	3.24	30.75	0.06	826.00	
	そのまま排出	枚数(千枚)	16,102	14	9,736	—	25,852	
		重量(t)	100.94	0.15	60.05	—	161.13	
			枚数(千枚)	100,590	520	14,347	8	115,465
			重量(t)	892.89	3.39	90.80	0.06	987.13
合 計	ごみ捨て用	枚数(千枚)	85,228	515	4,771	8	90,522	
		重量(t)	809.33	3.59	34.48	0.06	847.45	
	そのまま排出	枚数(千枚)	16,165	14	9,975	—	26,155	
		重量(t)	102.09	0.15	66.58	—	168.81	
			枚数(千枚)	101,394	529	14,747	8	116,678
			重量(t)	911.42	3.73	101.05	0.06	1,016.26

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

表 13 レジ袋の入手減（割合日）

（単位：％）

		令和元年度	平成24年度
スーパー（削減協定締結）		5.5	21.7
	うちバイオマスレジ袋	0.9	
	スーパー（未締結）	14.7	
スーパー 小計		20.2	21.7
デパート		3.1	—
コンビニ		14.0	6.4
ホームセンター、家電・家具量販店		4.4	34.9
パン屋、菓子屋等その他食料品店		13.9	
本、レコード等日用品等		8.3	
ドラッグストア、100円ショップ		12.5	2.1
店舗名表示（業態不明）		0.9	34.9
白地（店舗名表示なし）		22.7	
合計		100.0	100

・四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

9. 事業系ごみ排出実態調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

事業系一般廃棄物の業種別の特色及び発生抑制・再使用と質の高いリサイクルにより新たにごみ減量が可能な割合や量を調査・把握し、適切な指導・助言を行う際の参考とするとともに、本市のごみ減量目標を定める「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第4次豊中市ごみ減量計画」の見直しの際の基礎資料とするため実施した。

② 調査実施年度

令和2年度(2020年度)に調査を実施。

③ 調査の内容

平成26年度(2014年度)に調査を実施した事業所をベースに、19業種、114事業所を選定し、組成分析(80項目に分類し、重量・容積等を測定)を実施した。

なお、調査対象事業所の選定に当たっては、事業所の排出状況を許可業者に確認するなど、許可業者の協力を得て実施した。

④ 調査の方法

市内の事業所から排出されたごみをサンプリングし、分類項目に従い、業種別に分類調査を実施した。

⑤ 調査対象事業所

19業種、114事業所

⑥ サンプリング方法

調査対象ごみは、調査対象事業所のごみ置き場に排出されたごみのうち、資源ごみとして分別されている段ボール、缶・びんなどを除いたごみをサンプリングした。

また、明らかに不燃ごみや建設廃材等の産業廃棄物と判断できたごみについても、サンプリングはしなかった。

⑦ 分類項目

80項目に分類

⑧ 調査日程

令和2年(2020年)10月7日(水)～10月16日(金)

⑨ サンプリング量及び分類調査量

業種別のサンプリング量及び分類調査量を表1に示す。なお、サンプリングしたごみは、原則、分類調査対象とした。ただし、一部の業種でサンプリング時間が通常のごみ収集時間より早く通常のごみすべてが排出されていなかったため、分類作業から外した事業所もある。

分類調査量は、全業種の合計で1,926kg、容積が14.7キリットルである。また、見かけ比重は、全業種の合計(平均)が0.131であったが、食品製造業が0.297、老人ホームが0.207、非食品製造業が0.067と業種によって大きく異なっていた。

表1 業種別のサンプリング量及び分類調査量

業種グループ	業種区分		分類作業量								見かけ比重
			事業所件数		ごみ袋数		分類作業量（重量）		ごみ排出量（容積）		
業種（大分類）	中分類	小分類	件数	%	件数	%	kg	%	リットル	%	
建設業			4	3.5%	12	2.4%	22,527	1.2%	264	1.8%	0.085
製造業	食品製造業		3	2.6%	52	10.6%	628,983	32.7%	2,116	14.4%	0.297
	非食品製造業		17	14.9%	50	10.2%	143,419	7.4%	2,134	14.5%	0.067
	小計		20	17.5%	102	20.8%	772,402	40.1%	4,250	29.0%	0.182
運輸・通信業			4	3.5%	12	2.4%	29,644	1.5%	432	2.9%	0.069
卸売業			3	2.6%	10	2.0%	33,668	1.7%	385	2.6%	0.087
小売業	スーパー		2	1.8%	109	22.2%	426,014	22.1%	3,514	24.0%	0.121
	コンビニエンスストア		2	1.8%	18	3.7%	63,792	3.3%	610	4.2%	0.105
	食品小売業		6	5.3%	15	3.1%	28,804	1.5%	362	2.5%	0.080
	非食品小売業		13	11.4%	31	6.3%	65,138	3.4%	785	5.4%	0.083
	小計		23	20.2%	173	35.2%	583,748	30.3%	5,271	35.9%	0.111
飲食店	ファーストフード		2	1.8%	21	4.3%	61,222	3.2%	635	4.3%	0.096
	ファミリーレストラン		1	0.9%	12	2.4%	26,689	1.4%	159	1.1%	0.168
	一般飲食店		17	14.9%	36	7.3%	111,549	5.8%	739	5.0%	0.151
	小計		20	17.5%	69	14.1%	199,460	10.4%	1,533	10.5%	0.130
事務所			5	4.4%	7	1.4%	11,192	0.6%	160	1.1%	0.070
サービス業	娯楽サービス業		3	2.6%	7	1.4%	11,836	0.6%	141	1.0%	0.084
	自動車系サービス業		3	2.6%	3	0.6%	8,350	0.4%	110	0.7%	0.076
	老人ホーム		3	2.6%	9	1.8%	41,388	2.1%	200	1.4%	0.207
	その他サービス業		13	11.4%	27	5.5%	54,284	2.8%	641	4.4%	0.085
	小計		22	19.3%	46	9.4%	115,858	6.0%	1,092	7.4%	0.106
病院			9	7.9%	19	3.9%	43,770	2.3%	430	2.9%	0.102
文教・文化施設			4	3.5%	41	8.4%	113,822	5.9%	850	5.8%	0.134
合計			114	100.0%	491	100.0%	1,926,091	100.0%	14,667	100.0%	0.131

注 1) 分類調査量の容積は、分類作業前の容積であり、分類作業後の容積とは異なる。

2) 見かけ比重は、各業種別に重量の計を容積の計で除して算出している。

(2) 調査結果

<全業種平均のごみ組成詳細>

全業種平均のごみ組成は、業種別に把握したごみ組成割合に、事業所台帳から求めた業種別月別排出量を乗じて、業種別組成別の排出量を算出し、これを組成別に合計し、これを全業種合計排出量で除することにより組成割合を求める加重平均により算出した。業種別の小計も同様な考え方による加重平均で算出している。

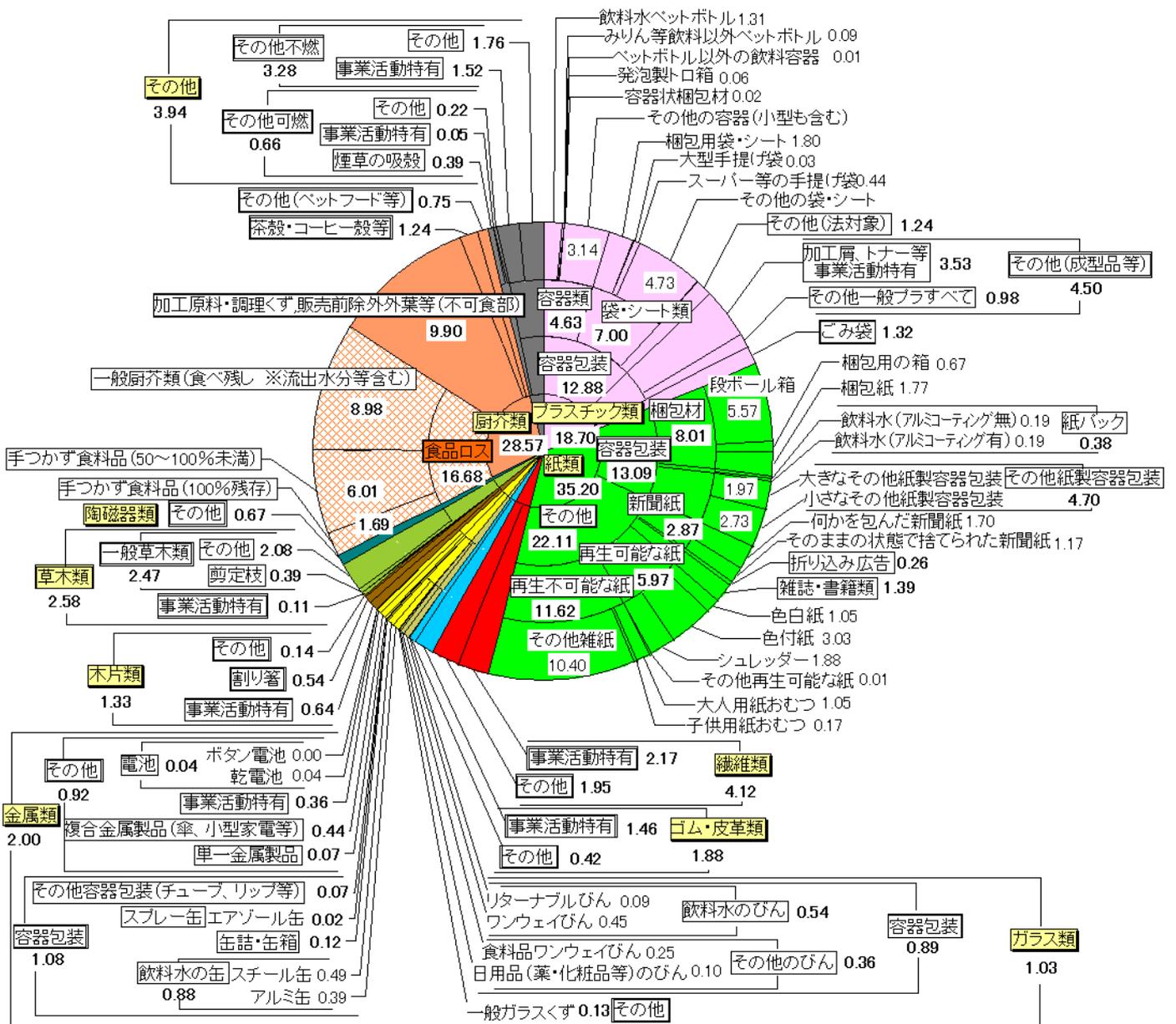
① 成分別ごみ組成

成分別ごみ組成の結果を合計したごみ質を図1に示す。

重量比では紙類が約35%と最も高く、次いで、厨芥類が約29%、プラスチック類が約19%と続いた。

図1 全業種平均のごみ組成詳細

[重量比]



② 他都市との比較

他都市の調査結果と比べ、プラスチック類の割合が5%程度高い。一方、厨芥類の割合がやや低くなっている（表2参照）。

表2 他都市の事業系ごみ組成調査結果との比較

	豊中市 (R2 調査)		堺市 (R1 調査)		大阪市 (H30 調査)		高槻市 (H25 調査)		京都市 (H29 調査)	
	重量比 (%)	容積比 (%)	重量比 (%)	容積比 (%)	重量比 (%)	容積比 (%)	重量比 (%)	容積比 (%)	重量比 (%)	容積比 (%)
プラスチック類	18.70	39.94	12.48	37.26	12.19	35.47	14.3	39.6	12.6	32.4
紙類	35.20	44.72	39.32	43.88	32.90	45.09	34.6	43.7	30.7	45.6
うち紙おむつ	1.22	0.47	4.81	2.38	2.59	1.55	0.3	0.1	5.3	3.2
繊維類	4.12	2.17	3.11	2.22	3.80	2.42	4.6	3.3	3.0	2.4
ゴム類	1.88	0.79	0.72	0.37	0.51	0.29	0.3	0.1	0.7	0.4
皮革類			0.12	0.05	0.16	0.09	0.5	0.3	0.2	0.2
ガラス類	1.03	0.31	0.63	0.25	1.15	0.32	1.9	0.6	0.6	0.2
金属類	2.00	2.39	1.80	2.36	2.04	2.47	2.5	3.1	2.5	3.6
木片類	1.33	0.87	1.06	0.67	3.32	2.54	1.5	0.9	2.7	2.2
草木類	2.58	2.50	8.28	6.98	1.92	1.57	0.8	0.5	0.4	0.4
陶磁器類	0.67	0.21	0.02	0.00	0.15	0.03	1.3	0.3	0.0	0.0
厨芥類 (流出水分等含む)	28.57	5.38	30.12	5.16	38.86	8.74	33.3	6.6	43.8	11.9
その他	3.94	0.71	2.34	0.80	2.90	0.97	4.4	1.0	2.8	0.7
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0	100.0	100.0	100.0

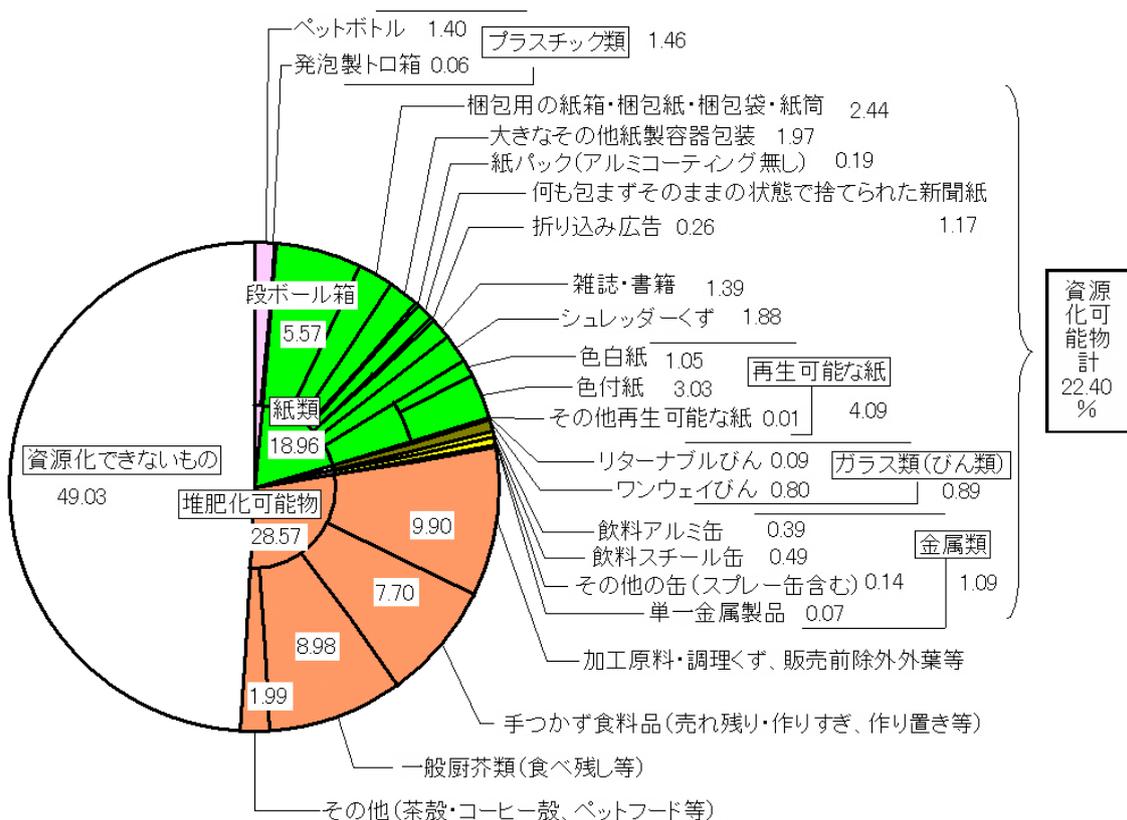
※端数処理により、合計等が合わない場合がある。 出典：各都市のごみ組成調査報告書

<事業系ごみ減量の可能性>

① 資源化可能物・堆肥化可能物の排出状況

全業種平均の重量比では、段ボール箱が約6%、パンフレット等の色付紙が約3%、梱包用の紙箱・梱包紙・梱包袋・紙筒及び大きなその他紙製容器包装がそれぞれ約2%など、紙製の資源化可能物は合わせて約19%であった。これに、プラスチック類、ガラス類、金属類を加えた資源化可能物合計の割合は約22%であった。また、加工原料・調理くず、販売前除外外葉等（約10%）、一般厨芥類（食べ残し等）（約9%）、手つかず食料品（約8%）などの堆肥化可能物は約29%であった。（図2参照）

図2 全業種平均のごみ質の資源化可能物・堆肥化可能物の排出状況（重量比）



② 発生・排出抑制可能物の排出状況

事業所の発生・排出抑制のための行動による事業系ごみの発生・排出抑制の可能性を精査すると、最も削減が可能な割合が高い行動は「食品製造・加工工程の見直し」であり約10%、次いで、「製品、部品、減量等の輸送用・納品用容器の改善」が紙類とプラスチック類を合わせて約10%と続く。さらに、3番目は「来店者の食欲・嗜好に応じた食事の提供。宴会での食べきりの浸透」が約9%、4番目は「販売管理の徹底、食品供給方法の見直し」が約8%と続き、すべての行動が市内事業者に定着するとして、堺市の約48%とほぼ同様に約42%の事業系ごみの削減が可能と推察される（表3参照）。

表3 事業系ごみ中の発生・排出抑制可能物の割合の比較

			豊中市 (R2 調査)	堺市 (R1 調査)
			重量比(%)	重量比(%)
用紙の節約やペーパーレス化	紙類	色白紙（コピー用紙、書類等）	1.05	1.39
宣伝方法の見直し	紙類	折込み広告	0.26	0.94
	プラスチック類	ディスプレイ用プラ	—	0.11
	小計		1.31	1.05
製品、部品、原料等の輸送用・納品用容器の改善	紙類	段ボール（ごみ捨て用含む）	5.57	7.82
		業務、販売・陳列、部品・原料仕入れ用紙箱	0.67	1.29
		販売用又は梱包用の紙・梱包装袋	1.77	0.54
		緩衝材	—	0.90
		ひも	—	0.11
	細計		8.01	10.66
	プラスチック類	発泡製トロ箱	0.06	0.01
		梱包用大型ブラ袋・シート	1.82	0.89
		緩衝材	—	0.36
		ひも	—	0.27
細計		1.88	1.53	
小計		9.89	12.19	
使い捨て商品等の使用抑制	プラスチック類	レジ袋	0.44	0.80
		食品保存用ラップ	—	0.32
		使い捨てのプラ成型品	—	0.15
	細計		0.44	1.27
木片類	割り箸	0.54	0.63	
小計		0.98	1.90	
食品製造・加工工程の見直し	厨芥類	加工原料・調理くず	9.90	13.88
販売管理の徹底、食品提供方法の見直し	厨芥類	手つかず食料品（売れ残り・作りすぎ、作り置き等） （食品衛生法の保存試料除く）	7.70	5.76
来店者の食欲・嗜好に応じた食事の提供。宴会での食べきりの浸透	厨芥類	一般厨芥類（食べ残し等）	8.98	9.28
リターナブル容器の利用	紙類	飲料・調味料紙パック	0.38	0.49
	プラスチック類	ペットボトル（飲料・醤油・みりん）	1.41	1.27
	ガラス類	飲料水のびん（業務用、その他）	0.45	0.51
	缶類	飲料水の缶	0.88	0.51
	小計		3.12	2.78
充電式電池の利用	乾電池・ボタン電池		0.04	0.20
合計			41.92	48.44

③ 他都市との比較

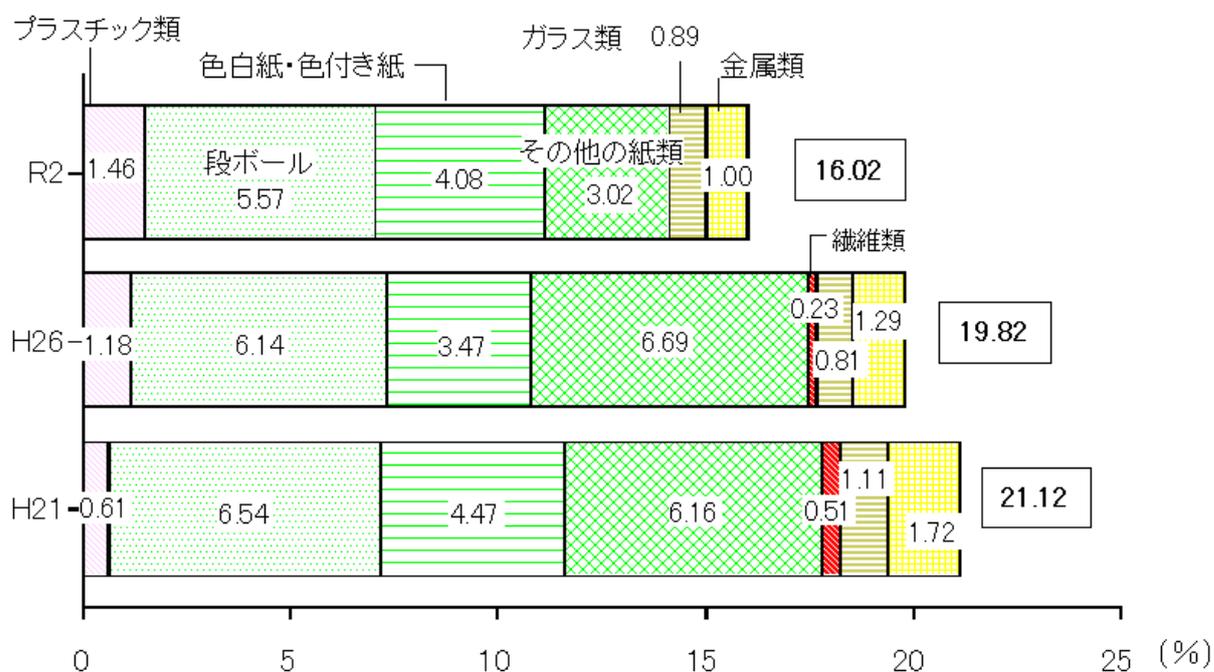
事業系ごみ中の資源化可能物の割合を他都市の調査結果と比較すると、堺市と比べて資源化可能な紙類の割合は若干低いものの、業者が搬入するごみに対する監視・指導体制を整えている京都市や大阪市と比べ新聞や段ボール等の古紙類の割合はかなり高い。

<過去の調査結果との比較>

図3には資源化可能な物の過去3回の調査結果を整理している。全体的には平成21年度(2009年度)、平成26年度(2014年度)、令和2年度(2020年度)にかけてペットボトルの排出量の増加にともないプラスチック類が微増しているが、段ボール、色白紙・色付き紙、その他の紙類を合わせた古紙類が減少して(今年度調査では雑誌・書類が減少)、ごみ中の資源化可能物の割合が徐々に減ってきているものの、依然、15%前後含まれており、今後とも排出事業者への啓発活動や分別排出の呼びかけに努めていく必要がある。

図3 成分別ごみ組成割合の比較

[重量比]



※平成26年度(2014年度)調査からは、折り込み広告も資源化可能物に加えている。